

社会専門

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
平成30年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験

正答・解説集

(試験当日配布用)

※この正答・解説集は、複製，譲渡，電子記録媒体への記録・転載等を固く禁じます。

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟：
平成30年度社会福祉士・精神保健福祉士全国统一模擬試験
【 正答一覧 】

【専門科目】

社会調査の基礎		
84	観察法	1, 3
85	質的調査のデータの整理・分析	5
86	コンピュータやインターネットの利用	3, 4
87	社会調査の対象	1
88	倫理規程	3
89	尺度	5
90	クロス集計表とその分析	4
相談援助の基盤と専門職		
91	倫理的ジレンマへの対応	4
92	人権擁護の国際的枠組み	5
93	アメリカにおけるソーシャルワークの専門職化	2
94	生活困窮者自立支援センターの相談支援員——事例	3
95	精神科ソーシャルワーカーの発展	3
96	ハル・ハウス	1, 5
97	地域包括支援センターの社会福祉士の対応——事例	4
相談援助の理論と方法		
98	社会資源	5
99	ケースマネジメント（ケアマネジメント）	4
100	相談支援専門員が行う自立支援——事例	5
101	相談援助の記録	3
102	個人情報保護	4
103	急性期病院におけるケースカンファレンス——事例	3
104	集団を活用した相談援助（グループワーク）	1, 5
105	スーパービジョン	2, 4
106	セルフヘルプグループへの対応——事例	1, 5
107	援助者の自己理解	2
108	面接の技術等	4
109	暴力的行為を受けている可能性——事例	2
110	システム理論	3, 5
111	ストレングスモデル	3
112	学習支援教室を実施するNPO法人——事例	1, 5
113	ソーシャルサポートネットワーク	5
114	地域におけるネットワーク——事例	1, 5
115	信頼関係の構築——事例	4
116	危機介入アプローチ	3
117	実践アプローチのアセスメント	2
118	エイズ診療拠点病院の援助の初期段階——事例	3

福祉サービスの組織と経営		
119	社会福祉法人の「地域における公益的な取り組み」	3
120	医療法人とNPO法人	2
121	コンティンジェンシー理論	5
122	集団	4
123	リーダーシップの基礎理論	5
124	人材育成	3
125	労務管理	4
高齢者に対する支援と介護保険制度		
126	「高齢社会白書」における高齢者の暮らし	4
127	国際生活機能分類（ICF）と高齢者理解	1, 3
128	下肢機能が低下している高齢者の福祉機器	5
129	妄想への対応——事例	3, 5
130	介護保険の費用	2
131	介護保険のサービス	3
132	介護保険制度	5
133	高齢者虐待防止法	4
134	虐待を疑われるケースでのチームアプローチ——事例	4
135	サービス付き高齢者向け住宅	2
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度		
136	虐待に対する児童相談所の児童福祉司——事例	2
137	スクールソーシャルワーカー	3
138	児童扶養手当	5
139	母子保健法	3
140	児童相談所における児童虐待相談の対応件数	5
141	家庭支援専門相談員の業務	2, 4
142	児童虐待における安否の確認——事例	3
就労支援サービス		
143	就労支援施策	4
144	障害者雇用施策——事例	1
145	労働者の働き方の状況	2
146	就労支援・生活支援——事例	2, 4
更生保護制度		
147	保護観察	1
148	保護観察における専門的処遇プログラム	2, 4
149	更生緊急保護	3
150	保護観察期間中の者への対応——事例	4

社会調査の基礎

問題 84	正答 1, 3
-------	---------

- 1 正しい。観察法の分類として、あらかじめコントロールした状態のある枠の中での統制的観察法と、ありのままを観察する非統制的観察法の2つが存在している。参与観察と非参与観察とは、ともに後者であり、調査者が内部で参加しながら観察するのが参与観察であり、第三者として外から観察を行うのが非参与観察である。

(『MINERVA社会福祉士養成テキストブック⑤社会調査の基礎』ミネルヴァ書房、2010年(以下『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房)、pp.102~103)

- 2 誤り。フィールドにおいては、観察にのみ徹して活動に参加しない「完全な観察者」、活動に参加しつつも観察に比重をおいた「参加者としての観察者」、活動参加に比重をおき観察も行う「観察者としての参加者」、活動への参加を行うことを主とする「完全な参加者」の4つの立場がある。調査の過程によって立場が変化することもある。

(『新・社会福祉士養成講座⑤社会調査の基礎(第3版)』中央法規出版、2013年(以下『社会調査の基礎』中央法規出版)、p.128)

- 3 正しい。観察法は、対象者の行動や周囲とのやりとりについて観察し記録するが、言語でのやりとりが十分でない乳幼児や言語障害のある人も観察法の対象となり得る。観察者は、言語、非言語両方に注意を払いつつ、五感(視覚・聴覚・嗅覚・触覚・味覚)すべてを用いて、対象者の行動や対象者のおかれている環境から情報を得ることができる。

(『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房、pp.102~104)

- 4 誤り。フィールドノートの作成にあたっては、観察された順に記録することが重要であり、記録に間違いや勘違いがあったと気づいても、記録として残しておくことが求められる。要約や評価をせずに、対象者の発言や行動をありのまま記すことが重要となる。

(『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房、p.105)

- 5 誤り。フィールドノートには、観察対象者に関する事柄だけでなく、観察者自身の発言や行動も記す。また、観察された事実とそれに対する観察者の解釈や感情については、区別して記載することが望ましい。

(『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房、p.105)

問題 85	正答 5
-------	------

- 1 誤り。KJ法は、文化人類学者の川喜田二郎によって開発され、グラウンデッド・セオリー・アプローチ同様、社会科学全般で用いられている。両者はよく似ているが、KJ法はデータ収集と分析を別に行うところが異なる。KJ法は、データの分類と集約を通して、分析前には気がつかなかった新しい意味のまとまりとして創造的に作り出すところに特徴がある。

(『社会調査の基礎』中央法規出版、p.140)

- 2 誤り。選択肢の記述は「概念の生成」の説明である。「概念の転用」は、すでに存在している概念や理論的枠組みを用いたり再定義することである。ベルトー(Bertaux, D.)が提唱した。

(『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房、pp.160~161)

- 3 誤り。選択肢の記述は「コーディング」の説明である。コーディングは、質的調査における分析の大きな中核をなす作業である。トランスクリプトとは、録音機器などに録音した内容を文字に起こしたものである。

(『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房、pp.151~153)

- 4 誤り。同僚やスーパーバイザーの意見を仰ぐことは「ピアチェック」という。「メンバーチェック」とは、対象者に結果を見せることをいう。両方とも分析のどの段階でチェックするのか特に決まりはなく、調査者に活用の有無も含めて判断がゆだねられている。分析にあたって妥当性を確保する上で、こういった複数の人の目で判断することも有効である。

(『社会調査の基礎』中央法規出版、p.149)

- 5 正しい。コード間の関係性には、時間経過、因果関係、並列、対立、例外などがある。「図解化」が完了したら、それを「文章化」する作業に入る。ただし、「図解化」したものの説明として「文章化」するのが難しい部分については、逐語記録に戻って確認することも必要になる。「図解化」から「文章化」の作業が論文の原型となるため、分析の中でも非常に重要な作業の1つとなる。

(『社会調査の基礎』中央法規出版、pp.146~149)

問題 86	正答 3, 4
-------	---------

- 1 適切でない。テキストマイニングは、自由記述など

の言語データを数量化して計量的に分析する手法であり、パターンや規則性を見つけて有益な情報を取り出すとする手法である。

(『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房, p.228)

- 2 **適切でない**。インターネットを利用した調査では、誤記入や記入漏れは機械的に確認するシステムの導入によって防ぐことができる。データの入力も回答者本人が行うため、質問内容の制約も少ない。調査員を使わないことから、ほかの調査では起こり得る調査員による回答への影響もない。

(『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房, p.91)

- 3 **適切**。インターネットを利用した調査は、得られたデータをそのままコンピュータ上で集計・分析できるため、作業効率や費用対効果の面からも活用されつつある。また、誤記入や記入漏れなどが比較的少ないといった利点もあるが、インターネット利用者に限られるなどの課題もあるため、それらを踏まえた上で利用を検討する必要がある。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, pp.170～171, 『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房, p.228)

- 4 **適切**。統計法では、基幹統計だけでなく一般統計についてもインターネットによる公表がうたわれているなど、現在の情報化に対応した新しい規定も盛り込まれている。基幹統計については統計法第8条で、一般統計については第23条で、それぞれ規定されている。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, p.53)

- 5 **適切でない**。統計法の改正では、調査票情報等の利用及び提供を進めようとしており、社会の発展を支える情報の基盤として統計調査が位置づけられている。そのため、基幹統計で得られたデータを加工してもよい。一次統計で得られたデータを何らかの加工を行って得られる統計を二次統計という。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, p.53)

問題 87	正答 1
-------	------

- 1 **正しい**。一般に社会調査の研究対象は、マクロからミクロまで、全体社会から、産業組織、社会集団、さらには社会的存在としての個人に至るレベルまでさまざまである。

(『社会福祉士シリーズ⑤社会調査の基礎』弘文堂, 2016年(以下『社会調査の基礎』弘文堂), p.3, 『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房, p.38)

- 2 **誤り**。調査対象の選定にあたっては、研究目的の明確化をするとともに、調査研究しようとする調査対象者(特定の社会事象)を研究目的との関連から絞り込

み、研究目的に応じて調査対象者を選定する必要がある。

(『社会調査の基礎』弘文堂, p.3)

- 3 **誤り**。国勢調査では、全数調査が実施されている。外国人を含む、日本に住むすべての人と世帯を対象とした調査であり、量的調査が用いられる。

(総務省統計局「国勢調査」(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/index.html>))

- 4 **誤り**。家計調査は、全国の世帯を調査対象として標本調査を行う。統計法に基づく基幹統計「家計統計」を作成するための統計調査であり、国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供することを目的として実施されている。家計の収入・支出、貯蓄・負債などを毎月調査している。

(総務省統計局「家計調査」(<http://www.stat.go.jp/data/kakei/index.html>))

- 5 **誤り**。社会調査では、必ずしも現地調査によってデータを収集しなくてもデータの収集は可能である。社会調査においては、現地に直接出向くことなく、調査票を調査対象者に郵送し、回答を返送してもらうといった郵送調査が広く実施されている。

(『社会調査の基礎』中央法規出版, pp.6～7)

問題 88	正答 3
-------	------

- 1 **適切でない**。一般社団法人社会調査協会の倫理規程第3条に「調査対象者の協力は、自由意思によるものでなければならない」とあり、調査対象者が調査に同意をして協力をした場合においても、調査対象者の意思に反した調査の継続をすることは認められない。また、第8条に「調査対象者から要請があった場合には、当該部分の記録を破棄または削除しなければならない」とあり、調査実施後においても調査対象者が望む場合には調査協力を撤回することも可能である。調査の中断や拒否ができることは、あらかじめ説明しておくことが必要である。

(社会調査協会「一般社団法人社会調査協会 倫理規程」(以下「一般社団法人社会調査協会 倫理規程」))

- 2 **適切でない**。一般社団法人社会調査協会の倫理規程第8条に「記録機材を用いる場合には、原則として調査対象者に調査の前または後に、調査の目的および記録機材を使用することを知らせなければならない」とあり、ICレコーダーなどの記録機材を使用する場合には、調査対象者に説明をして、了解を得る必要がある。

(「一般社団法人社会調査協会 倫理規程」)

- 3 **適切**。一般社団法人社会調査協会の倫理規程第9条に「調査記録を安全に管理しなければならない。とくに調査票原票・標本リスト・記録媒体は厳重に管理しなければならない」とあり、調査記録の扱いは厳重な管理が求められている。また、紙媒体の書類や電子媒体の記録を扱う場合には、情報の紛失や乱用などのあらゆるリスクに対して調査対象者が不利益を被ることがないように、適切な予防策を講じることが必要とされる。

(「一般社団法人社会調査協会 倫理規程」)

- 4 **適切でない**。一般社団法人社会調査協会の倫理規程第7条に「調査対象者が満15歳以下である場合には、まず保護者もしくは学校長などの責任ある成人の承諾を得なければならない」とあり、中学生以上であっても満15歳以下の場合には、本人の同意が得られても、保護者や学校長などの責任ある成人の承諾なく、調査を実施することは認められない。

(「一般社団法人社会調査協会 倫理規程」)

- 5 **適切でない**。一般社団法人社会調査協会の倫理規程第4条に「当初の調査目的の趣旨に合致した2次分析や社会調査のアーカイブ・データとして利用される場合および教育研究機関で教育的な目的で利用される場合を除いて、調査データが当該社会調査以外の目的に使用されないことを保証しなければならない」とあり、調査データは、個人の要請に対して自由に閲覧・利用することは認められない。総務省「統計法について」においても、公的統計の調査データについて、「統計の研究や教育など公益に資するために使用される場合に限り、二次的に利用することが可能」とであるとしており、個人が自由に閲覧・利用することは認められていない。

(「一般社団法人社会調査協会 倫理規程」、総務省「統計法について」)

問題 89	正答 5
-------	------

- 1 **誤り**。順序尺度は、例えば健康状態について「良好」を3、「ふつう」を2、「良くない」を1とすることで、順序や大小関係を表す。その数値は1よりも2が相対的に上位にあるというだけで、数値の幅が等間隔であるとはいえない。数値が等間隔であるのは、間隔尺度である。

(原田勝弘ほか編著『社会調査論』学文社、2001年、p.136、池田央『行動科学の方法』東京大学出版会、1971年(以下『行動科学の方法』東京大学出版会)、p.82、『社会調査の基礎』中央法規出版、pp.77~79)

- 2 **誤り**。名義尺度の数値の間には、大小関係や倍数関係の意味はない。名義尺度とは、例えば「男性」を1、「女性」を2とあてはめるものであり、この数値は量ではなく、対象をほかと識別するために用いるものである。大小関係に意味があるのは、順序尺度である。

(『行動科学の方法』東京大学出版会、p.81、『社会調査の基礎』中央法規出版、pp.77~79)

- 3 **誤り**。間隔尺度や比例尺度の測定値を表す変数は、定量的変数(又は量的データ)と呼ばれることが多い。それに対して、名義尺度や順序尺度の測定値を表す変数は、定性的変数(又は質的データ)と呼ばれる。

(『行動科学の方法』東京大学出版会、p.82、『社会調査の基礎』中央法規出版、pp.77~79)

- 4 **誤り**。最も水準が高い尺度は、比例尺度である。尺度には、水準の低いものから順番に、名義尺度、順序尺度、間隔尺度、比例尺度(比率尺度)の4つの種類がある。高い水準の尺度は、低い水準の尺度より多くの条件を満たしている。

(坂田周一『社会福祉リサーチ』有斐閣、2003年(以下『社会福祉リサーチ』有斐閣)、p.136、東京大学医学部保健社会学教室編『保健・医療・看護調査ハンドブック』東京大学出版会、1992年、p.55、『社会調査の基礎』中央法規出版、pp.77~79)

- 5 **正しい**。比例尺度は、一般に物理的・生理的測定であり、人間の行動や意識を測定できるケースは少なく、絶対的な0をもつ尺度である。身長、体重、年齢、時間、年収など、数値の差だけでなく、比率も意味をもつ。

(『行動科学の方法』東京大学出版会、p.83、『社会調査の基礎』中央法規出版、pp.77~79、『社会調査の基礎』ミネルヴァ書房、pp.119~121)

問題 90	正答 4
-------	------

- 1 **誤り**。クロス集計表の作成は、2つのカテゴリカルな変数(質的変数)間の関連をみる最も基本的な方法である。2つの量的変数間の関連は、一般に散布図の作成や、相関係数を用いて分析される。

(盛山和夫『社会調査入門』有斐閣、2004年、p.209、p.220)

- 2 **誤り**。クロス集計表で表示される、列の合計を100とした列%と、行の合計を100とした行%について、どちらの方向で%を計算したほうがよいかは、目的によって異なる。単に内訳の大きさを相対的に知りたいのであれば、どちらの%でなければならないということはない。

(『社会福祉リサーチ』有斐閣、p.221)

- 3 **誤り**。細かいカテゴリのデータ同士をクロスさせると、表中のセル(ます目)に入るケースが極端に減少する危険があるため、2つの変数はあまり細かくカ

テゴリー分けされていないほうが望ましい。分析の際は、内容の近いカテゴリーを合併することで、ケース数が5を下回るようなセルの数を減らす方法がとられる。

(森岡清志編著『ガイドブック社会調査』日本評論社、1998年(以下『ガイドブック社会調査』日本評論社)、p.218)

- 4 **正しい。**理論上の一様性を仮定した値を期待度数という。 χ^2 検定では、実際に調査等で得た観測度数と、母集団において2変数の間に何の関係もない場合に期待される各セル(ます目)の値(期待度数)がどの程度一致するかを測定し、関連の有無を検定する。

(『社会調査の基礎』弘文堂、p.73,『ガイドブック社会調査』日本評論社、pp.229~230)

- 5 **誤り。**クロス集計表において2つの変数間の関連の有無を分析するためには、一般に χ^2 検定を用いる。相関係数とは、2つの変数間の関連の度合いを数値で表したものである。相関係数を用いるのは、関連を調べる2変数が、両方とも数値データ(量的変数)の場合である。

(『社会調査の基礎』弘文堂、p.72,『ガイドブック社会調査』日本評論社、pp.218~219)

相談援助の基盤と専門職

問題 91 正答 4

- 1 誤り。公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領の「社会福祉士の倫理綱領」における倫理基準「Ⅱ－3」には、「社会福祉士は、実践現場との間で倫理上のジレンマが生じるような場合、実践現場が本綱領の原則を尊重し、その基本精神を遵守するよう働きかける」とある。

（「公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領」(https://www.jacsw.or.jp/01_csw/05_rinrikoryo/files/rinri_kodo.pdf)（以下「日本社会福祉士の倫理綱領」））

- 2 誤り。公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領の「社会福祉士の行動規範」の「Ⅰ－5－3」には、「社会福祉士は、利用者の自己決定が重大な危険を伴う場合、あらかじめその行動を制限することがあることを伝え、そのような制限をした場合には、その理由を説明しなければならない」とある。

（「日本社会福祉士会の倫理綱領」）

- 3 誤り。ドルゴフ（Dolgoff, R.）らが提示した倫理的指針選別順位（Ethical Principles Screen; EPS）における優先順位は、①生命の保護、②社会正義、③自己決定・自律・自由、④最小限の害、⑤生活の質、⑥プライバシーと守秘義務、⑦誠実さと開示である。

（『新・社会福祉士養成講座⑥相談援助の基盤と専門職（第3版）』中央法規出版、2015年（以下『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版）、p.154）

- 4 正しい。ドルゴフらが提示したEPSにおいて、最も優先される価値は「生命の保護」とされている。そのため、援助者はさまざまな倫理的ジレンマに直面する中においても、まずは利用者の命を守ることを最優先に行動しなければならない。

（『社会福祉学習双書 社会福祉援助技術論Ⅰ』全国社会福祉協議会、2017年、p.73）

- 5 誤り。ドルゴフらが提示したEPSにおいて、「プライバシーと守秘義務」が6番目、「誠実さと開示」が7番目となっており、「プライバシーと守秘義務」のほうが優先順位は上である。「誠実さと開示」は最も優先度が低い位置づけとなっているが、援助者の価値として当然重要である。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版、p.154）

問題 92 正答 5

- 1 誤り。毎年12月10日を「人権デー」（Human Rights

Day）として世界中で記念行事を行うことが決議されたのは、1950年第5回国連総会である。世界人権宣言は、1948年12月10日の第3回国連総会において決議され、宣言された。

（外務省「世界人権宣言の作成及び採択の経緯」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/>)）

- 2 誤り。選択肢は世界人権宣言ではなく、1944年の国際労働機関（ILO）第26回総会で採択されたフィラデルフィア宣言の内容である。この宣言において、加盟国の政策の基調をなすべき原則として、一部の貧困は全体の繁栄にとって危険であることが明記された。

（ILO駐日事務所「フィラデルフィア宣言」(http://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/organization/WCMS_236600/lang-ja/index.htm)）

- 3 誤り。世界人権宣言は、人権尊重における「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として宣言されたが、法的拘束力はもっていない。世界人権宣言の精神・内容を踏まえ、法的拘束力をもたせた国際条約が「国際人権規約」（1966年）である。

（外務省「世界人権宣言と国際人権規約 はじめに」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/pdfs/kiyaku.pdf#00>)）

- 4 誤り。世界人権宣言第22条では、すべての人が「社会保障を受ける権利」に加え、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有することが明記されている。

（外務省「世界人権宣言（仮訳文）」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html)（以下「世界人権宣言（仮訳文）」）

- 5 正しい。世界人権宣言の前文において、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と明記されている。

（「世界人権宣言（仮訳文）」）

問題 93 正答 2

- 1 誤り。19世紀末のアメリカにおいて慈善組織協会（COS）が行っていた友愛訪問などの支援は、専門的知識や訓練を必要とする科学的な支援の方法として20世紀になってから体系化されていった。つまり、ソーシャルワークの専門職化は20世紀初頭からである。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版、pp.61～63）

- 2 正しい。リッチモンド（Richmond, M. E.）が1897年の全国慈善矯正会議において応用博愛事業学校の設立を発案し、翌年、ニューヨーク慈善組織協会が夏期

学校(夏期訓練講習)を開設した。これが端緒となり、後に博愛事業学校が各地に開設され、ソーシャルワーク専門職の養成教育システムへと発展していくこととなった。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, pp.61~62)

- 3 誤り。リッチモンドは、1922年に著した『ソーシャル・ケース・ワークとは何か』において、人間と社会環境の間の調整及びパーソナリティの発達という観点から、ソーシャル・ケースワークを定義した。

(『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, p.63)

- 4 誤り。フレックスナー (Flexner, A.) は、1915年の全国慈善矯正会議において、論文「社会事業は専門職か」を発表し、社会事業には「個人的責任を伴った知性」と「教育的手段によって伝達可能な技術がある」という2点が欠如しているとして、その専門性を否定した。

(M. E. リッチモンドほか、田代不二男編訳『アメリカ社会福祉の発達』誠信書房、1974年 (以下『アメリカ社会福祉の発達』誠信書房)、pp.68~85)

- 5 誤り。フレックスナーが提示した専門職の基準は、①個人的責任を伴った知性、②学習されるものであること、③実用性、④教育的手段によって伝達可能な技術があること、⑤専門職団体があること、⑥利他主義的であることの6点である。

(『アメリカ社会福祉の発達』誠信書房, pp.68~85)

問題 94	正答 3
-------	------

- 1 適切でない。Aさんは就職活動を希望している一方、現時点ではまだ迷いがある様子がうかがわれる。そのような段階で、就職活動を積極的に推奨するような発言は、利用者の自己決定の尊重(利用者の自己決定権の保障)や利用者の意思決定能力への適切な対応の観点からみて好ましくない(公益社団法人日本社会福祉士の倫理綱領の「社会福祉士の行動規範」(以下「行動規範」)の「I-5・6」)。

(『日本社会福祉士の倫理綱領』)

- 2 適切でない。この場面で生活保護の利用を勧めることは、利用者の自己決定の尊重(利用者の自己決定権の保障)や利用者の意思決定能力への適切な対応の観点からみて好ましくない。Aさんは、就職先を見つけて生活していくことを希望していることを踏まえるべきである(「行動規範」の「I-5・6」)。

(『日本社会福祉士の倫理綱領』)

- 3 適切。Aさんはさまざまな思いが交錯している状況にあり、今後の生活のあり方についてまだ気持ちの整

理ができていない。そのため、この段階ではAさんの気持ちを受け止めつつ、どのような生活を望むのか、また、そのための必要条件なども含めながら一緒に考えていく必要がある。Aさんが納得した上で自己決定ができるよう、必要な情報提供を丁寧に行いつつ適切に助言していくことが求められる(「行動規範」の「I-3・4・5・6」)。

(『日本社会福祉士の倫理綱領』)

- 4 適切でない。Aさんの意思決定能力に欠如や不足がみられるとは考えられず、利用者の意思決定能力への適切な対応という観点からみて、好ましい対応ではない。この場面でアドボカシーやエンパワメントの視点が弱く、パターンリズムの要素が強い対応は避けるべきである(「行動規範」の「I-6」)。

(『日本社会福祉士の倫理綱領』)

- 5 適切でない。Aさんは、今後についてどうすべきか決めかねている状況であり、利用者の自己決定の尊重(利用者の自己決定権の保障)という観点からみて、この段階で介護保険サービスの利用を勧めることは好ましくない(「行動規範」の「I-5」)。

(『日本社会福祉士の倫理綱領』)

問題 95	正答 3
-------	------

- 1 誤り。労働雇用問題ではなく、精神科ソーシャルワーカーによる人権侵害問題である。Y問題とは、大学受験で両親と対立し自室に閉じこもったり、家庭内で暴れることもあった息子のYさんを、両親からの相談に基づき、精神科ソーシャルワーカーが本人に直接会うことなく精神分裂病(現・統合失調症)と判断し、入院を前提として病院や保健所等との連絡調整を行い、その後、強制入院させるに至った事件である。この問題により、精神科ソーシャルワーカーの存在意義が根底から揺るがされることになった。

(『新・精神保健福祉士養成講座③精神保健福祉相談援助の基盤(第2版)』中央法規出版、2015年(以下『精神保健福祉相談援助の基盤』中央法規出版)、pp.4~5、『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版、pp.6~7)

- 2 誤り。経済的自立ではなく、社会的復権である。日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会(現・日本精神保健福祉士協会)は「提案委員会報告」を作成し、協会を「精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動」を行う組織として位置づけた。

(『精神保健福祉相談援助の基盤』中央法規出版, p.5、『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版, pp.6~7)

- 3 正しい。「札幌宣言」とは、日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会全国大会・総会で「日本精神医学

ソーシャルワーカー宣言（第18回札幌大会）―当面の基本方針について」を採択したものであり、精神科ソーシャルワーカーの専門性を深めることを目的とした。三点課題とは、「精神障害者福祉論の構築」「業務の構築」「倫理綱領の制定」である。

（『精神保健福祉相談援助の基盤』中央法規出版，p.5，『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.6～7）

- 4 誤り。社会復帰施設の設置及び運営を定める通知「精神障害者社会復帰施設の設置及び運営について」において、社会復帰施設に配置される職員として明文化されたのは「精神科ソーシャルワーカー」である。なお、「精神保健福祉士」は、その後、1998年（平成10年）に資格化されることになった。

（『精神保健福祉相談援助の基盤』中央法規出版，p.6，『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.6～7）

- 5 誤り。身体的機能ではなく、社会的機能である。日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会では、「精神科ソーシャルワーカー業務指針」を採択した。これは精神障害者を生活者としてとらえ、社会的機能の低下による機能障害に対処していこうとする、精神科ソーシャルワーカーの業務について規定している。さらに、精神科ソーシャルワーカー業務指針では、精神科ソーシャルワーカーの専門職業規定と職業倫理及び対象者規定を含む専門職としての基本的視点の立場について言及している。

（『精神保健福祉相談援助の基盤』中央法規出版，p.9，『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.6～7）

問題 96	正答 1, 5
-------	---------

- 1 正しい。「ハル・ハウス」を設立したアダムス（Addams, J.）は、ヨーロッパを訪問した1888年にロンドンで「トインビーホール」を視察した。ここでの学習と体験から、1889年、シカゴに「ハル・ハウス」を設立した。
- （『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.57～58）
- 2 誤り。治安問題ではなく、移民問題を重視していた。当時のシカゴのスラム街は移民が多く、それらの人々が貧困の状態から抜け出し、アメリカ社会に定着・定住することが課題であった。
- （『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.57～58）
- 3 誤り。「ハル・ハウス」はコイツ（Coit, S.）ではなく、アダムスが開設した。コイツは、1986年、ニューヨークに「隣保館（ネイバーフッド・ギルド）」を開設した。これはアメリカで最初のセトルメントであった。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.57～58）

- 4 誤り。ケースワークではなくグループワークである。「ハル・ハウス」の活動の特徴として、子どもたちや、移民、そして労働の諸問題にグループの力を使いながら取り組み、社会改良の拠点となった。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.57～58）

- 5 正しい。「ハル・ハウス」は開設1年目から5万人が利用したといわれており、世界最大のセトルメントとなった。「ハル・ハウス」は施設を拠点としてイリノイ州シカゴにおいて社会改良運動を展開していた。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.57～58）

問題 97	正答 4
-------	------

- 1 適切でない。認知症の疑いがあるというだけで、他機関に引き継ぐのは早計な対応である。社会福祉士はCさんの主訴を踏まえた上で支援計画を検討し、医療的な診断が必要かどうかも含め、医療ソーシャルワーカーと密に連携を図るべきである。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.169～174，p.204）

- 2 適切でない。民生委員との情報共有は必要である。民生委員は民生委員法第14条において、社会福祉法に定める福祉に関する事務所、その他の関係行政機関の業務に協力することとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報適切な提供を受ける必要がある。本人に対する民生委員や地域住民からのサポート活動はインフォーマルサポートの主軸となるものであり、多職種連携（チームアプローチ）のメンバーとして必要な存在である。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.169～174，厚生労働省「民生委員・児童委員について」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/minseiiin01/qa04.html>)

- 3 適切でない。社会福祉士は、本人からの希望があっても、自らの判断で相談者の通帳や金銭を管理してはならない。本事例においては、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業を活用し、認知症高齢者などの判断能力が十分でない人々に対して、社会福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する支援を検討することが適切である。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.169～174，p.263）

- 4 適切。社会福祉士は、他職種の専門的知見を求める必要がある。地域包括支援センターは、2005年（平成17年）の介護保険法の改正に伴って全国に配置されたもので、要介護高齢者やその家族にとって、地域の身近な相談窓口としての役割を果たすことが期待されている。職種体制としては、主任介護支援専門員、保健

師等とともに、社会福祉士を配置することとなっている。これらの専門職が連携することで、総合かつ包括的な援助と多職種連携（チームアプローチを含む）が可能となる。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.169～174，p.203）

- 5 **適切でない。**本人の判断能力が欠如していても、本人の意向を確認し、支援を計画するべきである。地域を基盤としたソーシャルワークの実践においては、関係者の連携と協働によって、本人に合ったオーダーメイドの支援体制を組む必要があり、その役割が社会福祉士に求められる。

（『相談援助の基盤と専門職』中央法規出版，pp.169～174）

相談援助の理論と方法

問題 98

正答 5

- 1 誤り。フォーマルな資源とは、利用要件や利用料など、一定の要件にあてはまれば誰にでも利用可能な、社会的に用意されたサービスを意味する。提供主体も、自治体や公益法人、民間企業などさまざまである。

(『新・社会福祉士養成講座⑧相談援助の理論と方法Ⅱ(第3版)』中央法規出版, 2015年(以下『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版), p. 108)

- 2 誤り。インフォーマルな資源の担い手は、家族、親族、近隣住民、知人、友人、同僚、ボランティアなどであり、これらの支援者はフォーマルな資源に比べると、一般に専門性は低いことが多く、また長期にわたる支援では安定性に欠けるとされている。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 108)

- 3 誤り。記述されている内容は、インフォーマルな資源についてのものである。インフォーマルな資源とは、クライアントの私的な人間関係の中で提供されるものであることから、選択肢のような特徴がある。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 108)

- 4 誤り。社会資源とは、クライアントの援助に活用できる「ひと・もの・かね」というあらゆるものであり、加えて援助者がもつ「専門性」、さまざまな人がもつ「情報」も重要な社会資源となり得るとされている。ただし、選択肢にあるような、その資源が無形であることが理由でインフォーマル資源に区分されることはない。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 107)

- 5 正しい。内的資源とは、クライアントが本来内的に備えている適応能力(コンピテンス)、解決能力や人が環境にはたらきかけてそれを変化させる能力であると考えられる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 109)

問題 99

正答 4

- 1 誤り。ケースマネジャーの仕事は、クライアントの生活を支えるために多くの専門職がチームで円滑にサービスを提供できるようにケアプランを作成し、それを推し進めていくチームアプローチである。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 29)

- 2 誤り。クライアントの社会環境的側面として、介護

者の介護負担を軽減したり、住宅を改修することによってQOLが向上することもある。環境の改善が最終的にはクライアントのQOLを高めることにつながる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 29)

- 3 誤り。ケアプランは、原則としてクライアントの生活ニーズに基づいたニーズ優先アプローチの考え方によることが重要であり、既存のサービスの枠内でのみ支援を考えることは、クライアントの利益を考えたときに望ましくない。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 46)

- 4 正しい。ケースマネジメントは、コーディネーション機能を介してクライアントのエンパワメントを促進したり、クライアントのQOL向上のために、サービス事業者、インフォーマルな支援、行政等にはたらきかけるアドボケート機能(弁護的機能)も果たす。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 32)

- 5 誤り。ケースマネジメントは、クライアントを病院や施設から在宅への生活に戻したり、不必要なサービスや重複した利用を避けることで、社会保障財源を抑えることができる手法として普及してきた側面も大きいとされる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 30)

問題 100

正答 5

- 1 適切でない。今の状況は、Eさんの社会的機能を制限するような水準の危機ではないといえる。したがって、危機介入アプローチはあてはまらない。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 162~163)

- 2 適切でない。エンパワメントはクライアント自身の問題解決能力を高めることに支援の焦点を当てるが、ソーシャルワーカーが本人の肩代わりをすることではない。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 174~177)

- 3 適切でない。事例にはEさんと母親の心理的な依存関係については示されていない。また、生活モデルの考え方で支援するならば、このような病理的視点による原因の特定と治療的なアプローチは前面には出てこない。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 139~140)

- 4 適切でない。家族システムの考え方では、閉鎖性と

開放性の両方のはたらきに注目する必要がある。家族外の福祉サービスの利用を受け入れるとき、どのような変化が家族にもたらされるかについて、家族システムの特性を考慮しながら支援を進めていく必要がある。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 13)

- 5 適切。ストレングスモデルに基づくアプローチとは、主体としてのクライアントを強調し、クライアントのもつ強みや能力に焦点を当てようとするモデルである。その際には、個人のストレングスに加えて個人を取り巻く外部環境のストレングスにも着目していくことが期待される。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 141)

問題 101	正答 3
--------	------

- 1 誤り。叙述体とは、ありのままの事実を書き留める記録方法で、過程叙述体と圧縮叙述体がある。そのうち、過程叙述体は、ソーシャルワーカーとクライアントのコミュニケーション過程を詳しく書き留めたものである。クライアントの言葉や態度を事実に基づいて記述することで、そのときの状況や出来事を明確に把握できるため、面接過程の記録に適している。

(『新・社会福祉士養成講座⑦相談援助の理論と方法Ⅰ(第3版)』中央法規出版, 2015年(以下『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版), pp. 284~285, 『社会福祉士シリーズ⑧相談援助の理論と方法Ⅱ(第2版)』弘文堂, 2014年(以下『相談援助の理論と方法Ⅱ』弘文堂), p. 118)

- 2 誤り。エコマップを開発したのは、ハートマン(Hartman, A.)である。エコマップは、家族システムやその他の周囲システムとの関連や状況を図式化したマッピング技法の1つで、クライアントを取り巻く社会資源やネットワークの状況を視覚的に把握することにより、文字による説明を補完することができる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』弘文堂, p. 124, 『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, p. 197)

- 3 正しい。MDSは、介護や支援を必要とする高齢者のニーズを把握するためのアセスメントツールの1つで、約300の項目をチェックすることで、客観的かつ体系的な情報収集・状況理解が可能となる。MDSの発展版である「インターライ方式」では、ケアの実施場所を問わずにアセスメントできることなどが特徴としてあげられる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』弘文堂, p. 242)

- 4 誤り。個人情報の保護に関する法律第28条には、本人の求めに応じて記録を開示することが明記されている。ただし、本人に開示することにより、本人又は第

三者の権利侵害に至る場合などは、開示を制限することもある。なお、「社会福祉士の倫理綱領」の倫理基準でも、利用者からの求めに対し、本人に記録を開示することが定められている。

(日本社会福祉士会「社会福祉士の倫理綱領」(https://www.jacsw.or.jp/01_csw/05_rinrikoryo/files/rinri_kodo.pdf), 『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, p. 287)

- 5 誤り。記録のIT化により、記録の保管や漏洩^{ろうえい}、改ざんなどの危険性が指摘されているものの、福祉施設や機関では、手書きの記録からコンピュータを用いて作成する方向に変化している。そのため、IT化を避けるのではなく、適切に対応できる体制を確立することが求められている。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, p. 286)

問題 102	正答 4
--------	------

- 1 誤り。個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)第2条第1項では、個人情報を「生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と規定している。そのため、生存する利用者の住所や既往歴、職業、資産、家族状況などは個人情報として、本法の規定に沿って取り扱わなければならない。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 243~244)

- 2 誤り。社会福祉士及び介護福祉士法第46条では、正当な理由がなく、業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと、並びに、社会福祉士でなくなった後も同様であることが定められている。同じく、精神保健福祉士や、医師・看護師等の医療関係職種にも、各法律により守秘義務が課されている。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 246~247)

- 3 誤り。個人情報保護法第2条第5項において、個人情報データベース等を事業に用いている事業者のことを「個人情報取扱事業者」と規定しており、取り扱う個人情報の量は問わない。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人は除外されている。同法施行時には、個人情報の取扱量が5000以下の事業者も除外されていたが、2015年(平成27年)の法改正(施行は2017年(平成29年))により除外規定が撤廃された。

(岡村久道『個人情報保護法の知識(第4版)』日本経済新聞出版社, 2017年(以下『個人情報保護法の知識』日本経済新聞出版社), pp. 76~78)

- 4 正しい。個人情報保護法第17条第2項において、本人の同意のない「要配慮個人情報」の取得を禁じている。「要配慮個人情報」には、本人の人種、信条、病

歴、犯罪の経歴などが該当するため、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないように、取扱いには特に配慮を要する。

（『個人情報保護法の知識』日本経済新聞出版社，pp. 125～127）

- 5 **誤り**。個人情報保護委員会は、内閣府の外局組織として2015年（平成27年）の個人情報保護法改正時に新設された。個人情報保護法に規定する各種の取扱いが不十分な事業者等に対し、指導や助言、立入検査を行い、法令違反があった場合は、勧告や命令を行う。

（個人情報保護委員会ホームページ（<https://www.ppc.go.jp/aboutus/commission/>）、『個人情報保護法の知識』日本経済新聞出版社，pp. 61～63）

問題 103	正答 3
--------	------

- 1 **適切でない**。大学生生活への復帰を難しいと決めてかかる姿勢や、説得を医師に依頼することは、医療ソーシャルワーカーの対応として適切とはいえない。カンファレンスは、Fさんの思いや希望、現在の課題や解決方法などを共有し今後の方向性を検討する場である。医療ソーシャルワーカーは、Fさんの意思や自己決定を尊重し、そのことを医師やその他の専門職に伝える役割を担っている。

（『新・社会福祉士養成講座⑦保健医療サービス（第5版）』中央法規出版，2017年（以下『保健医療サービス』中央法規出版），pp. 98～99，p. 158，『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp. 78～79，p. 134）

- 2 **適切でない**。理学療法士及び作業療法士法では、医師の指示のもとに理学療法や作業療法を行うことが規定されている。医療ソーシャルワーカーは、リハビリテーションの時間について指示するのではなく、Fさん自身のリハビリテーションに対する思いや考えをじっくり傾聴し、それを代弁することが必要である。

（『保健医療サービス』中央法規出版，p. 137，『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p. 134）

- 3 **適切**。医療ソーシャルワーカーは、さまざまな社会資源の情報を収集し、支援に活用することが求められる。Fさんが安心して療養生活を継続できるよう、日常的に、医療機関などの社会資源情報を集めておく。その内容をカンファレンスで提示することで、各専門職からの幅広い意見を得ることができ、多角的な視点から今後の支援を検討することができる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp. 116～120，『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp. 101～103）

- 4 **適切でない**。焦る気持ちを抑えつけようとすることは、Fさんの気持ちに寄り添った支援とはいえず、かつ、看護師に依頼をするような内容でもない。看護師は療養上の世話を担う職種として、患者に一番近い存

在ともいえる。医療ソーシャルワーカーは、看護師が把握しているFさんの気持ちなどの情報を得ることで、心理社会的援助をより円滑に進めることができる。

（『保健医療サービス』中央法規出版，p. 108，p. 159，『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p. 134）

- 5 **適切でない**。薬剤に関する説明を行うのは薬剤師の役割であり、医療ソーシャルワーカーが行うのは適切ではない。医療ソーシャルワーカーは、Fさんとのかわりを通して不安の背景を多角的にとらえ、その結果を薬剤師に伝える必要がある。その他、薬剤に対する不安と学校生活への影響などを総合的にとらえた視点を、ほかの職種に説明することが必要となる。

（『保健医療サービス』中央法規出版，p. 159，『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp. 116～120）

問題 104	正答 1，5
--------	--------

- 1 **正しい**。グループワークは専門的援助活動であり、その過程におけるワーカーの行為は理論的に体系化される。シュワルツ（Schwartz, W.）の相互作用モデルは、人や社会というシステム間の互助関係が機能するようはたらきかける「媒介者」としてのワーカーの調整活動を強調する。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p. 66，W. シュワルツ・S.R. ザルバ編，前田ケイ監訳『グループワークの実際』相川書房，1978年，p. 12）

- 2 **誤り**。治療を伴う目標志向的な治療グループと、社会・心理的ニーズとそのニーズの充足に向けての課題を達成させることを目指した課題グループに分類したのは、トーズランド（Toseland, R.）とライバス（Rivas, R.）である。トレッカー（Trecker, H.）は、グループワークの定義（1948年）で知られるグループワークの著名な論者の一人である。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp. 60～61）

- 3 **誤り**。小集団の3つの条件をあげたのは、青井和夫である。竹内愛二は、グループワークの定義（1951年（昭和26年））で知られるグループワークの著名な論者の一人である。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp. 60～62）

- 4 **誤り**。「行動は人と環境との関数である」（ $B = f(P, E)$ ）を基本命題とする「場の理論」を唱えたのは、社会心理学者のレヴィン（Lewin, K.）である。コノプカ（Konopka, G.）は、グループワークの定義（1963年）で知られるグループワークの著名な論者の一人である。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，p. 61，p. 63，K. レヴィン

ン、猪股佐登留訳『社会科学における場の理論』ちとせプレス、2017年)

- 5 正しい。グループワークの主要モデルの1つであり、診断に基づく処遇目標を中核として構成しており、ワーカーに「変化せしめる人」としてのはたらきが期待されている。

(大利一雄『グループワーク』勁草書房、2003年、pp.32～33、R.D. ヴィンター、大利一雄訳「ソーシャル・グループ・ワークの実践を構成している基本的要素」P.E. ワインバーガー編、小松源助監訳『社会福祉論の展望 下巻』ミネルヴァ書房、1972年、p.62、pp.75～76)

問題 105	正答 2, 4
--------	---------

- 1 誤り。選択肢はコンサルテーションに関する説明である。スーパービジョンは、ソーシャルワーカーが業務を適切に遂行し、専門職として成長するのを支える方法・プロセスであり、サービスの質に影響を及ぼす。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版、p.201、p.211)

- 2 正しい。パラレルプロセスと呼ばれる。スーパービジョンでは、スーパーバイザーはクライアントと同じような態度をスーパーバイザーに対してとることがある。スーパーバイザーがクライアントとよい関係もち、よい実践を行えるようになるためには、スーパービジョンにおいてもスーパーバイザーとよい関係をもつことが重要となる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版、p.207)

- 3 誤り。スーパービジョンの究極の目的は、組織の理念や方針に沿って、できる限り質のよいサービスを提供することである。そのため、ソーシャルワーカーの養成及び専門性の向上のみならず、組織の機能の維持及び向上もスーパービジョンの目的に含まれる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版、p.202)

- 4 正しい。スーパービジョンでは、一定の権限をもつ職場の上司や教育訓練担当者がスーパーバイザーとなるが、職場での実施が難しい場合には、選択肢のとおり、職場外のソーシャルワーカーに依頼し、契約を結んでスーパービジョンを受ける。なお、その場合はスーパーバイザーが負う責任の範囲を契約の中で決めておくことが必要である。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版、p.201)

- 5 誤り。我が国におけるスーパービジョンの実情では、スーパービジョンを受ける機会のないソーシャルワーカーは多いといわれている。なお、認定社会福祉士認証・認定機構は、社会福祉士が認定社会福祉士になるための要件であるスーパービジョンを実施するための枠組みを提示している。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版、p.201、認定社会福祉士認証・認定機構「認定社会福祉士制度・スーパービジョンの実施」(http://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/contents/07_supervision/01_sv_jisshi.html))

問題 106	正答 1, 5
--------	---------

- 1 適切。当事者組織、サポートグループ、グループワークのグループでは何らかの専門職による支援があるが、自助グループ(セルフヘルプグループ)では、専門職の支援はほとんどなく、求めたときのみ与えられる。Y自助グループ(セルフヘルプグループ)が恒常的に専門職の支援を受けることは適切ではないが、Y自助グループ(セルフヘルプグループ)にニーズがある場合はこの限りではない。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版、pp.72～75)

- 2 適切でない。自助グループ(セルフヘルプグループ)は、同じような体験を共有する自発的な活動であり、メンバー同士の関係は一方的な支援関係ではなく、相互支援を主とする対等な関係であることが強調される。専門職としても、自助グループと対等なパートナーシップが重要とされるため、G社会福祉士がリーダーとなることは適切でない。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版、p.78)

- 3 適切でない。自助グループ(セルフヘルプグループ)では、専門職による助言が行われるのではなく、事例においてHさんが体験したように、メンバーそれぞれが自分の体験や現在の状況を「体験的知識」として語り合うことを通して、互いのエンパワメントを行うところに援助の特性がある。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版、p.79)

- 4 適切でない。自助グループ(セルフヘルプグループ)の課題の1つに、グループの運営がある。グループの活動を維持していくためには、リーダー的な役割を担う特定のメンバーに負担が集中してしまうことがないよう、Hさんを含めたほかのメンバーも会合に参加するだけでなく、運営にも参画することが求められる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版、p.80)

- 5 適切。自助グループ(セルフヘルプグループ)は、たとえ障害や病気などが異なっても、同じ地域で活動している限り、ほかのグループとの交流は役立つ。一方的に紹介すればよいというものではないが、状況に応じて、ほかのグループとのかかわりを検討していくことは重要といえる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版、p.77)

問題 107

正答 2

- 1 誤り。援助者の自己理解には、他者の目が必要である。自身による自己理解は、“反省”という言葉が表すように自分の短所に焦点化されがちである。他者の目を通して、自分では短所と思っているものが、実は長所にもなり得ることを知ることが求められる。

(『社会福祉士シリーズ⑦相談援助の理論と方法Ⅰ(第2版)』弘文堂, 2014年(以下『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂), p.37)

- 2 正しい。例えば、あらかじめ援助者が自分自身の怒りっぽい性格について十分に理解していた場合、利用者の感情に巻き込まれたり、振り回されたりする可能性は低くなる。バイステック(Biestek, F.)のいう「統制された情緒的関与」も、実現しやすくなる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂, pp.37～38)

- 3 誤り。ロジャーズ(Rogers, C.)は、信頼関係を形成していく際に必要な援助者側の要素として、①無条件の積極的関心、②共感的理解、③純粋さの3つをあげている。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂, pp.128～130)

- 4 誤り。「逆転移」とは、援助者が利用者に対して依存心や甘え、不安や怒りといった外的特殊な感情や態度を向けることであり、信頼関係を形成していく際の阻害要因になる。援助者は自己覚知を進めていくことで、そのような心の動きから解放されていく必要がある。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂, pp.131～132)

- 5 誤り。コミュニケーションには、言語によるコミュニケーション(言語的コミュニケーション)と、表情や身振り、手振り、あるいは声の抑揚など、言葉によるもの以外のコミュニケーション(非言語的コミュニケーション)があり、その比率には諸説あるが、後者が70～80%を占めているとされる。いずれにしても、言語的コミュニケーションの占める割合が大きいという明確な根拠はない。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂, p.127)

問題 108

正答 4

- 1 誤り。面接において、ソーシャルワーカーが利用者の話す内容や感情を利用者自身に返していく技法を反映(反射)という。その際には、事実だけでなく、利用者の感情にも焦点を当てながら応答していくことが求められる。それによって、利用者は自らの感情に気づき、それを理解することにつながる。選択肢にある共感とは、利用者自身が感じている事柄について理解

を深めることをいう。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂, p.106)

- 2 誤り。利用者の発するメッセージに対して積極的に耳を傾ける姿勢を、傾聴という。傾聴は、面接の最も基本となる技法であり、ソーシャルワーカーが相談者に関心をもっていることを示したり、相談者が話したいことを表現できる機会を提供することが目的となる。利用者に対する傾聴の姿勢こそが、選択肢1の解説で述べた共感の前提となっていく。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂, p.105)

- 3 誤り。生活場面面接は、居宅、ベッドサイド、廊下など、利用者自身の日常生活が営まれる空間で行われることから、面接室とは異なり率直な訴えを聴きやすくなる利点がある。一方で、周囲に利用者以外の人があるケースがあるため、プライバシーへの配慮が必要となる。選択肢の記述は、面接室で行われる面接についての内容である。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂, p.141)

- 4 正しい。このような対応は、ソーシャルワーカーの説明責任、あるいはアカウントビリティと呼ばれる。ソーシャルワーカーは利用者に対して、援助を展開していく際のプラス面(効果)だけでなく、可能性のあるリスクや不具合等のマイナス面についても説明することが求められる。また、ソーシャルワーカーには、そのような説明を行うだけの力量も求められてくる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p.273)

- 5 誤り。面接室の環境については、白石大介による以下の指摘がある。まず、面接室はプライバシーの保護の観点から、面接内容が外部に漏れないことや、外の音が室内に入らないことが求められる。さらに、面接が長時間に及ぶこともあるため、座りやすい椅子を用意したり、部屋の明るさや広さといった環境、また、花や風景画などが飾られていたりすることで、殺風景で事務的な雰囲気にならないよう配慮することなどがあげられている。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂, p.141)

問題 109

正答 2

- 1 適切でない。Kさんが暴力的行為を受けている可能性がある以上、本人から明言があるまで待つのは、緊急度の検討が不十分なままKさんへの人権侵害を放置し、事態を深刻化させるおそれがある。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, p.110)

- 2 適切。傾聴の技法は、利用者が自ら抱える問題につ

いて語ることを促し、一方の共感の利用者に落ち着きや情緒的安定をもたらすことができる。それら両者を意識した面接を展開することで、J社会福祉士はKさんとの間に信頼関係（ラポール）を形成していくことができるようになる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂，p.105）

- 3 適切でない。Kさんはこれまでの自分のやり方で問題に対処してきており、これを「対処力（コーピング）」と呼ぶが、この時点でKさんの対処力が高いといえる根拠はなく、むしろ夫との関係についてまだ相談できていない状態であることから、緊急度も含めたアセスメントとしてはまだ不十分である。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.189～196）

- 4 適切でない。利用者が答える内容を限定せずに自由に述べられるような問いかけは「開かれた質問（open question）」である。Kさんの状況をより詳しくアセスメントするために、自分の気持ちやおかれている状況を、自由に述べる機会をつくっていくことが求められる。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂，p.106）

- 5 適切でない。確かにKさんが夫の介護に献身的に打ち込んできたことへの評価はされるべきであるが、クライアントのニーズは専門的援助の必要性（ニーズ）があるかどうかの観点から検討されなければならないため、Kさんのニーズを明らかにするためにはさらなるアセスメントが必要である。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.112～115）

問題 110	正答 3, 5
--------	---------

- 1 誤り。ソーシャルワークにおけるシステム理論の導入は、人と環境の関係を分離して要素還元的にとらえる思考法ではなく、1つの統一体として把握する方法論の確立に貢献している。これにより、多様な関係性の中で生じている問題を理解していくことを目指したものである。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，p.58）

- 2 誤り。ベルタランフィ（Bertalanffy, L.）は、物理学、生物学、心理学、社会科学等が互いに同じような問題と考え方をもっており、統一的な科学が構想できるのではないかという問題意識から、一般システム理論を構成した。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.60～61）

- 3 正しい。システム理論の鍵概念の1つにホメオスタシス（恒常性維持）がある。アメリカの生理学者であ

るキャノン（Cannon, W.B.）は、生物がこの上なく不安定な特徴をもつ材料でつくられていながら何とか恒常性を保ち、その生物に深刻な悪影響を及ぼすと思われる状況の中で不変性を維持し、安定を保つ方法を習得していると述べた。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.60～61）

- 4 誤り。ピンカス（Pincus, A.）とミナハン（Minahan, A.）は、ソーシャルワークを1つのシステムとしてとらえ、そのシステムを構成するサブシステムとして、クライアント・システム、ワーカー・システム、ターゲット・システム、アクション・システムの4つを概念化した。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』弘文堂，p.176）

- 5 正しい。人の生活は必ず何らかの環境の中で、その環境と相互に作用しつつ、関係の中で相互に影響を与えながら営まれているという現実にあらためて視点を与えること、そしてそれを理論づけることが、システムを考えることの重要性の1つとされている。

（『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版，pp.66～67）

問題 111	正答 3
--------	------

- 1 誤り。ソーシャルワークにおけるストレングスモデルは、個人の内面的な強さのみに焦点化されるものではなく、個人の属するグループや地域社会、コミュニティなどの外部環境も含めたあらゆる側面の強さに着目する。また、現在だけでなく、過去や未来に至るまでの強さにも着目する。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp.140～142）

- 2 誤り。ソーシャルワークにおけるストレングスモデルは、ポストモダニズムの流れの中に位置づけられるものであり、科学性や実証性を重視するモダニズムとは対抗する視点をもつものである。ソーシャルワークにおいては、問題を取り除くことを重視する治療モデルへの対抗としての位置づけでもある。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp.140～142）

- 3 正しい。ソーシャルワークにおけるストレングスモデルの特徴は、クライアントの抱える問題を分類したり直接的な原因を特定することではなく、その人の語るナラティブに寄り添い、当事者の主観性や実存性が第一に重視される点にある。そのナラティブから当事者の強さを見出し、その意味づけもまた重視していく点に特徴があるモデルである。

（『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版，pp.140～142）

- 4 誤り。ソーシャルワークにおけるストレングスモデ

ルでは、クライアントを「対象」としてとらえるのではなく、「主体」としてとらえていく点に大きな特徴がある。また、問題の原因を特定して除去する発想は治療モデルの特徴であり、これに対しストレングスモデルでは、個人や環境のあらゆる側面の強さに着目し、新たな像をつくっていくことを目指すものである。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 140～142)

- 5 **誤り**。個人が複数のストレングスをもっているもののみならず、グループや地域社会、コミュニティなどの、クライアントにとっての外部環境もストレングスをもっているものとして複眼的に着目していくことが期待されている。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 140～142)

問題 112	正答 1, 5
--------	---------

- 1 **適切**。あまり学習支援の場に来ることができていないにもかかわらず、自分から話しに来ることができたことを言葉で評価することは、M君との関係性をつくる上で極めて重要である。また、クライアントとソーシャルワーカーの関係は、信頼できる相手であり対等な立場であるだけでなく、協働するメンバーでもあるという姿勢が重要である。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, p. 83)

- 2 **適切でない**。母親であるAさんとも連絡をとっていくことは今後必要と考えられるが、高校進学をあきらめようとしているM君の気持ちや状況を無視して、親に説得を促す行為は、今後の親子関係等への悪影響も考えられる。このように、援助者が主導する形でクライアントの自己決定を軽視するような態度は、緊急性の高い場合などを除いてソーシャルワーカーが構築すべき援助関係とはいえない。まずは、M君やAさんの気持ちや状況に寄り添っていくことが求められる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 85～86)

- 3 **適切でない**。M君が高校への進学をあきらめたことが、母親であるAさんからの不適切な養育に起因するとは断言できない。もちろん、虐待の疑いがあれば児童相談所へ通告することは必要であるが、この場合、リスクの高い家庭として児童相談所と情報を共有し、今後の支援を進めていくための連携を構築していくことも対応策の1つである。問題の把握からニーズの確定までのアセスメントを、さまざまな要素を勘案しながら丁寧に行っていく必要がある。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 112～126)

- 4 **適切でない**。この事例において、母親の状況等がM君に与えている影響は否定できない。むしろ、困難な状況の中にM君がおかれていることは間違いない。ただ、その状況だけを断片的に見て、母親に対して指導的にかかわることは適切なアセスメントに基づいているとはいえない。また、母親であるAさん自身もさまざまな困難さと向き合っている中での指導的なかわりは、援助関係構築の視点からも望ましいとはいえない。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 85～92, pp. 112～126)

- 5 **適切**。今のM君がおかれている状況、母親であるAさん、弟や妹のおかれている状況を重ね合わせてとらえていくことは必要不可欠であるが、課題が複合しており、ソーシャルワーカー単独で支援を進めていくことはできない。そのため、今後のそれぞれに対する支援、家族への包括的な支援を提供していくためにも、多職種チームワークの考え方を活用した、関係機関等とのネットワークの構築を進めるべきである。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 307～309)

問題 113	正答 5
--------	------

- 1 **誤り**。ソーシャルサポートネットワークには、公的機関や専門職による援助であるフォーマル・サポートだけでなく、個人を取り巻く家族、友人、近隣、ボランティアなどによる援助であるインフォーマル・サポートの両方が含まれる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 94)

- 2 **誤り**。エコロジカルアプローチの視点からみれば、クライアントの社会関係は、家族、友人、近隣などのインフォーマルな関係が前提であり、フォーマル・サポートはこれらの関係が不調和や断絶の状態になったときにそれを補完するために必要な社会資源だといえる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 94)

- 3 **誤り**。ソーシャル・ネットワークは、個人のもつ社会関係の構造を指している。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 94)

- 4 **誤り**。選択肢は、マグワイア (Maguire, L.) による分類である。フロランド (Froland, C.) は、①個人ネットワーク法、②ボランティア連結法、③相互援助ネットワーク法、④近隣地区援助者法、⑤地域活性化法に分類した。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 95)

- 5 **正しい**。ソーシャル・ネットワークには有益なもの

とそうでないものがあるが、ソーシャル・サポートは個人を支持する機能を指すため、本人にとって有益なものが該当する。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 94)

問題 114	正答 1, 5
--------	---------

- 1 適切。地域づくりを推進するための財源確保の方法には、行政の補助金等のほかに、選択肢にあるようなクラウドファンディングや社会福祉法人の地域公益的取組み、企業の社会貢献活動等があげられる。

(厚生労働省社会・援護局「地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要——地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ」(<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000177416.pdf>))

- 2 適切でない。住民主体で地域づくりを進めていくために、B福祉活動専門員はあくまで側面的に支援を展開していく必要がある。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 94~103)

- 3 適切でない。児童養護施設や小児科など、地域内のフォーマルな社会資源とも連携し、必要に応じて情報交換を行ったり、支援を求めたりすることが望まれる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 94~103)

- 4 適切でない。地域支援を展開する際にも、ニーズオリエンテッドを前提とし、可能な限り地域住民のニーズを把握した上で、運営に向けた話し合いを行う必要がある。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 94~103)

- 5 適切。制度の枠にあてはまらない新しい課題に対して、柔軟かつ開発的に取り組む場合には、肩書きを外した対等で自由な方法であるラウンドテーブル方式が有用である。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 99~103)

問題 115	正答 4
--------	------

- 1 適切でない。民生委員は、訪問してもDさんに追いつけられており、民生委員にのみ対応をゆだねては現状を変化させることは難しい。援助を受けることに否定的な感情をもっているクライアントには、まずはマイナスな感情を話し合うことができる関係をつくっていくことが課題となる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 102~106)

- 2 適切でない。Dさんは、現時点で支援を拒否する状況にあり、信頼関係を築いていない状況で社会福祉協議会に来るよう伝えても、実行に移されるとは考えに

くい。1の選択肢と同様に、まずは信頼関係への足掛かりを築くことが課題となる。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 102~106)

- 3 適切でない。地域の中で暮らしている非自発的クライアントは、近隣住民や民生委員が心配したりかわわたりしていることが多く、彼らと顔の見える関係をつくっておくことが支援のために有益な情報の把握につながる。Dさんと近隣住民との関係への配慮は必要であるが、選択肢のような回避的な対応は適切とはいえない。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, p. 160)

- 4 適切。まずは直接Dさん宅を訪問し、C福祉活動専門員自身が状況を把握することが大切である。その上で、一度でDさんに会えなかったとしても、必要であれば支援する準備があること、今後も様子をうかがいに訪問するということをDさんに伝え続けることが重要である。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 161~162)

- 5 適切でない。ほかの選択肢にあるように、まずは信頼関係の構築に注力すべきである。次のニーズアセスメントの段階においても、トロッター (Trotter, C.) が指摘したように、クライアント自身が定義した問題の解決に協働で取り組むことが有効である。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 161~162)

問題 116	正答 3
--------	------

- 1 誤り。「死別による急性悲嘆反応研究」をまとめたのはキャプラン (Caplan, G.) ではなく、リンデマン (Lindemann, E.) である。キャプランは、移民の子どもの適応過程に関する研究を行った。そして、危機的状況を事前にとらえ、予防的介入の重要性を強調した「地域予防精神医学研究」をまとめた人物である。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 162)

- 2 誤り。選択肢の説明は、キャプランの研究に関する内容である。キャプランの研究成果は、予防を重視した地域予防精神医学として危機介入アプローチに取り入れられ、短期処遇の方法として理論化・体系化され、活用されている。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 162)

- 3 正しい。エリクソン (Erikson, E. H.) は「心理社会的発達理論」において、人間の一生を8段階に分けた。そして、それぞれの発達段階で要求される社会からの期待を「心理社会的危機」とした。この「危機」は、各発達段階において経験する「緊張」を意味して

いる。

(Turner, F.J., Social Work Treatment : Interlocking Theoretical Approaches, FREE PRESS, 1996年, pp. 201~202, 『MINERVA福祉専門職セミナー⑥人間行動と社会環境——社会福祉実践の基礎科学』ミネルヴァ書房, 2000年, pp. 66~67)

- 4 誤り。「出産外傷説」で知られるランク (Rank, O.) による意志心理学は、機能的アプローチの基礎理論である。機能的アプローチは、タフト (Taft, J) とロビンソン (Robinson, V.) によって確立され、その後、スモーリー (Smalley, R.) によって再構築されたアプローチである。機能的アプローチは、診断主義への批判的発想から生まれた。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 153)

- 5 誤り。危機介入アプローチは、フロイト (Freud, S.) の精神分析理論をその基礎理論としているが、第一次世界大戦の帰還兵士の治療に用いられてはいない。そもそも危機介入アプローチの基礎理論となった研究は1940年代から1960年代にかけて実施された研究であり、時代背景が全く異なる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 162~163)

問題 117	正答 2
--------	------

- 1 誤り。ナラティブアプローチで、ソーシャルワーカーが最初に傾聴するストーリーはオルタナティブストーリーではなく、ドミナントストーリーである。「現実には社会的に構成される」と考える「社会構成主義」の影響を受けたナラティブアプローチでは、ソーシャルワーカーは「無知の姿勢」でクライアントの話を傾聴する。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, pp. 178~180)

- 2 正しい。行動変容アプローチのアセスメントでは、観察可能な具体的な行動として問題を明確化し、その行動が通常どれくらい起こるかの測定を行い、その行動が起こってくる仕組みを分析する。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 167)

- 3 誤り。機能的アプローチで、MCOモデルは確立されていない。MCOモデルは、パールマン (Perلمان, H. H.) による問題解決アプローチで用いられるモデルである。パールマンは、診断派に立脚しながら、診断派と機能派の折衷を試みた。問題解決アプローチは機能派の流れを汲むと考えられるが、選択肢には機能的アプローチによって確立されたとあるので順番が逆である。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 156)

- 4 誤り。危機介入アプローチは、急性の心理的混乱(危

機) 状態からの社会的機能回復が支援の主たる焦点であるので、回復段階に至って以降の継続的支援が必要な場合、別のアプローチ(心理社会的アプローチ)を取り入れる必要があり、おのずと再アセスメントが必要となってくる。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 163, 『MINERVA社会福祉士養成テキストブック③ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ』ミネルヴァ書房, 2010年, pp. 125~126)

- 5 誤り。心理社会的アプローチは診断主義アプローチの流れを汲んでいるが、人と状況の関係性の視点は強調されている。ホリス (Hollis, F.) は、心理社会的アプローチの中で、「状況の中の人間 (Person-in-his-situation)」という概念を示し、「人」「状況」「両者」の三重の相互関係性が心理社会的アプローチによる実践の重要な視点であるとした。

(『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 150)

問題 118	正答 3
--------	------

- 1 適切でない。事例におけるFさんの言葉から、現実的に検討しなければならない問題が山積しており、非常に複雑な心理的危機状況に陥っていることが推測できる。そのような状況において、HIV診療に関する現在の状況などの情報をいくら提供しても、Fさんの思考には入っていかない。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 185~188)

- 2 適切でない。文中にある「感染を知り、死んでしまいたいと思うことは多くの方が経験しています」という応答は、クライアントの生活問題をその人固有の問題とする個別化の原則に反している。また、「危機的な状況はあと数日で過ぎ去る」と断言しているが、その根拠はどこにも存在しない。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 185~188, 『相談援助の理論と方法Ⅱ』中央法規出版, p. 10)

- 3 適切。面接において、適切な言語反応がなされている。誰にも話せずに毎日がつらかったFさんの状況に対し共感的応答をしており、Fさんの不安を面接で取り扱うことで、感情の表出を図っている。また、Fさんの「話しやすいことから」と、Fさんのペースに合わせる配慮もできている。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 185~188)

- 4 適切でない。面接では、クライアントの言葉の背後にある感情について、ソーシャルワーカーは常に注意する必要がある。Fさんの「いっそ死んでしまったほうが楽だ」という言葉の表面的な部分にとらわれすぎて、すぐに精神科受診を促す応答は適切な応答とはい

えない。「死にたい」という気持ちを、まずはソーシャルワーカーがしっかりと受け止め応答していく必要がある。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 185～188)

- 5 **適切でない。**告知を受けたばかりで激しく動揺しているFさんに、現時点で患者会などのピアサポートを紹介するのは時期尚早だといえる。また、Fさんからそのような希望も出されてはいない。Fさんの状況と必要な支援について十分に検討する前に、このような提案をすることは適切でない。

(『相談援助の理論と方法Ⅰ』中央法規出版, pp. 185～188)

福祉サービスの組織と経営

問題 119	正答 3
--------	------

- 1 誤り。2016年（平成28年）の社会福祉法改正（以下、改正社会福祉法）によって定められた「地域における公益的な取組み」において、すべての社会福祉法人の責務として規定された。

（『新・社会福祉士養成講座①福祉サービスの組織と経営（第5版）』中央法規出版，2017年（以下『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版），p.37）

- 2 誤り。この取組みには3つの要件があるが、無料である必要はなく、低額であれば構わないとされている。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.37）

- 3 正しい。地域の高齢者や障害者と住民の交流機会を目的とした祭りやイベントは、地域福祉の向上が図れるので該当するが、法人の運営する施設・事業所の利用者等と地域住民の交流を目的とするものは、法人の事業の一環として行われるものであり、該当しない。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.37）

- 4 誤り。改正社会福祉法による社会福祉法人制度改革において、社会福祉法人が、ほかの法人格の事業主体には対応することが難しい福祉ニーズに対応するという、社会福祉法人の本来の性格・役割を果たすために「地域における公益的な取組み」が明記された。ここで期待されて実施されるものは、福祉サービスである。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.37）

- 5 誤り。介護保険サービスにかかる利用者の負担を軽減するものは、「地域における公益的な取組み」として該当する。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.38）

問題 120	正答 2
--------	------

- 1 適切でない。医療法人は、本来業務のほか、医療法第42条の第1項から第8項までの付帯業務を行うことができ、第7項において第一種及び第二種社会福祉事業のうち、厚生労働大臣が定めるものを実施してよいと規定されている。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.63～64）

- 2 適切。医療法人の理事長は、原則、医師又は歯科医師と資格要件が定められている。ただし、都道府県知事の認可を受けた際は、医師又は歯科医師ではない理

事のうちから理事長を選出することができる。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.64～65）

- 3 適切でない。医療法人は、収益の余剰金を配当できない非営利法人であるが、法人税法上の公益法人にはあたらないため、法人税は非課税とならない。しかし、公益性の高い特定医療法人や社会医療法人では、法人税の優遇がある。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.65）

- 4 適切でない。NPO法人の設立は認証主義であり、所轄庁である都道府県知事等に設立を届け出、認証を得て登記することで設立される。認可主義である社会福祉法人や医療法人と比べ、容易に設立できる。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.52）

- 5 適切でない。容易に設立できる性質上、またNPO法人の最高議決機関である社員総会が有効に決議され、またそのガバナンスが確立されるように、NPO法人の設立要件として10名以上の社員を有することが求められている。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，p.53）

問題 121	正答 5
--------	------

- 1 適切でない。選択肢の説明は、伝統的組織論である。コンティンジェンシー理論においては、唯一最善の組織の形態や構造は存在せず、その環境によって最適な姿が異なるという立場をとる。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.93～98）

- 2 適切でない。コンティンジェンシー理論は、環境によって最適な組織・管理の姿は異なるとしている。選択肢の説明は伝統的組織論である。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.93～94）

- 3 適切でない。コンティンジェンシー理論においては、唯一最善の経営組織がないことから、ピラミッド型がよいということにはならない。また、昨今では、サービス業を中心に逆ピラミッド型組織での経営組織環境が重要視されている。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.93～98）

- 4 適切でない。唯一最善の組織形態とともにリーダーシップもないとする立場の理論であり、その環境によって最適な姿は異なるものとしている。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版，pp.93～94）

- 5 適切。環境によって最適な姿が異なるという立場をとるコンティンジェンシー理論において、その環境要

素である企業のおかれている経営環境や企業の成長の度合い、業界での位置づけ、そのつど有する経営戦略等によって、最適な組織のあるべき姿は変わっていく。

(『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版, pp. 93～94)

問題 122	正答 4
--------	------

- 1 適切でない。公式組織という要素において、共通の目標や目的を計画的に遂行する中で、リーダーシップないしメンバーとの間に相互に影響力がある場合、その生産性の向上がみられる。

(『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版, pp. 107～108)

- 2 適切でない。共通の目的等がない非公式組織においても、他人との接触や相互作用は存在し、それによって個人の知識や経験・感情等は変化していく。

(『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版, pp. 108～109)

- 3 適切でない。ホーソン実験では、どのようなインセンティブに対しても生産性の向上はみられたが、生産性の向上において、影響するものは単にインセンティブではなく、作業者の貢献(勤労)意欲と、その意欲を高めるための集団(インフォーマルグループ)の人間関係が大事であることがわかった。

(『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版, pp. 109～110)

- 4 適切。集団凝集性が高まることによって、いわゆる団結力等が強まり、インフォーマルグループの人間関係がよくなることで、生産性の向上につながりやすくなるが、一方で、集団間の対立の発生や、集団のもつ規範や目標設定の有無や内容によっては、なれあいが起こるなど、単純に集団凝集性を高めれば生産効率が上がるというわけではない。

(『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版, p. 112)

- 5 適切でない。集団浅慮は、自信過剰や、先達者の存在やその意見、同調圧力や時間圧力などによって生じやすく、集団で意思決定をする際に、かえって深く考えられずに行われていることをいう。

(『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版, p. 112)

問題 123	正答 5
--------	------

- 1 誤り。オハイオ大学研究とは、心理学者シャートル(Shartle, C.)らが1950年代に行ったリーダー行動に関する調査のことをいう。リーダー行動は、期待を知らせるなどの「構造づくり」と、親しみやすい態度をとるなどの「配慮」の2つに集約されることを明らかにした。

にした。

(『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版, p. 115, 金井壽宏『リーダーシップ入門』日本経済新聞出版社, 2005年(以下『リーダーシップ入門』日本経済新聞出版社), pp. 239～243)

- 2 誤り。ミシガン大学研究とは、リッカート(Likert, R.)の調査によって1961年に提唱されたマネジメント・システム論のことをいう。高い生産性を上げる組織は、リーダーが「従業員志向型」のマネジメントを行い、低い生産性の組織はリーダーが「生産志向型」のマネジメントを行っていることを明らかにした。

(『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版, p. 115, 『リーダーシップ入門』日本経済新聞出版社, pp. 235～239)

- 3 誤り。選択肢は、パス・ゴール理論の説明である。社会心理学者の三隅^{みすみ}不二^{ふじ}が1966年(昭和41年)に提唱したPM理論とは、リーダーシップをP「目標達成能力」とM「集団維持能力」の2つの能力要素で構成されとし、2つの能力の大小によって4つのリーダーシップタイプがあるとした理論である。

(『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版, p. 115, 『リーダーシップ入門』日本経済新聞出版社, pp. 213～221)

- 4 誤り。フィードラー(Fiedler, F. E.)は、リーダーシップ理論の行動論に対して、状況に応じてリーダーシップを選択することが有効であるとした状況適応理論(コンティンジェンシー理論)を提唱し、リーダーの基本タイプを「タスク志向型」と「人間関係志向型」に分け、それぞれの有効性が発揮される場面を明らかにした。

(『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版, p. 116, 『リーダーシップ入門』日本経済新聞出版社, pp. 283～294)

- 5 正しい。金井壽宏は、これまでのリーダーシップ理論を研究する中で、行動理論や条件適合理論が「課題に直結する行動」(課題直結行動: 三隅のP行動)と「メンバーを思いやる行動」(配慮行動: 三隅のM行動)に集約できるとし、「不動の二次元」と呼んでいる。

(『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版, pp. 115～116, 『リーダーシップ入門』日本経済新聞出版社, pp. 244～266)

問題 124	正答 3
--------	------

- 1 誤り。厚生省は、1992年(平成4年)6月に福祉人材確保法(平成4年法律第81号)を成立させ、それに基づき、1993年(平成5年)4月14日に「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成5年厚生省告示第116号)(旧人材確保指針)を告示した。

(『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版, p. 205)

- 2 **誤り**。厚生労働省は、2007年（平成19年）に「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成19年厚生労働省告示第289号）（新人材確保指針）を告示し、基本的人材確保の考え方において、今後、ますます増大する福祉・介護ニーズに的確に対応し、質の高いサービスを確保する観点から、従事者の資質の向上を図るよう、キャリアアップの仕組みの構築を図ることを経営者に求めている。
（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版、p. 218）
- 3 **正しい**。厚生労働省は、新人材確保指針のキャリアアップの仕組みの構築において、資格制度の充実を図り、その周知を行うこととした。また、有資格者等のキャリアを考慮した施設長や生活相談員等の資格要件の見直しや社会福祉主事から社会福祉士へのキャリアアップの仕組みなど、経営者が福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアパスを構築することとしている。
（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版、p. 218）
- 4 **誤り**。経営者は、従事者のキャリアアップを支援する観点から、働きながら介護福祉士、社会福祉士等の国家資格等を取得できるよう配慮するとともに、従事者の自己研鑽^{けんさん}が図られるよう、業務の中で必要な知識・技術を習得できる体制（OJT）や、職場内や外部の研修の受講機会等（OFF-JT）の確保に努めることとされた。
（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版、pp. 218～219）
- 5 **誤り**。厚生省は、旧人材確保指針の中で、経営者が人材確保のため積極的に具体的取組を行うとし、国及び地方公共団体などがこれを支援するとした。そして、具体的取組の1つとして、従業者の資質の向上を上げ、生涯にわたる研修体系の確立を求めている。
（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版、p. 208）

については無効とされている。この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準によるとされている（労働基準法第93条、労働契約法第12条）。

（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版、p. 200）

- 3 **誤り**。労働基準法第92条では、就業規則は、法令又は当該事業場について適用される労働協約に反してはならないとされ、労働協約は就業規則より先に適用される（労働基準法第92条第1項）。
（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版、p. 200）
- 4 **正しい**。過労死等の防止のための対策を推進し、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的として、2014年（平成26年）6月に過労死等防止対策推進法が成立し、同年11月に施行された。
（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版、p. 201、『やさしい労務管理の手引き』厚生労働省、2017年、p. 20）
- 5 **誤り**。労使関係管理とは、労働組合との協議や交渉を通して労使関係制度を設定し運営する管理活動である。人事管理の諸活動が労使関係のルールに規制されるので、労使関係は人事管理の枠組みを形成しているともいえる。
（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版、p. 202、今野浩一郎『人事管理入門』日本経済新聞出版社、2008年、p. 168）

問題 125	正答 4
--------	------

- 1 **誤り**。労働三法とは、日本の労働者の基本的権利について規定する労働組合法（労組法）、労働関係調整法（労調法）、労働基準法（労基法）を指す。現在の労働法は、これ以外に労働契約法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）等がある。
（『福祉サービスの組織と経営』中央法規出版、p. 200、安西愈『人事の法律常識』日本経済新聞出版社、2013年、p. 17）
- 2 **誤り**。法令の次に優先される規定は労働協約であり、その次は就業規則である。就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分に

高齢者に対する支援と介護保険制度

問題 126

正答 4

- 1 誤り。徒歩圏内で利用できる施設については、都市規模が小さいほど「コンビニエンスストア」や「スーパーや商店など商業施設」があるとの回答割合が少なくなっている。大都市では、それらが徒歩圏内にある人が8割以上であるが、町村ではこれらの商業施設が徒歩圏内にある人が5割程度になっている。

(内閣府「平成29年版高齢社会白書」2017年(以下「高齢社会白書」), p. 69)

- 2 誤り。日常の買い物の仕方では、「自分でお店に行く」が75.9%と最も高く、次に「家族・親族に頼んでいる」(20.6%)が続く。「自分でお店に行く」は、大都市で78.0%, 町村でも71.1%と高い比率を示している。

(「高齢社会白書」p. 69)

- 3 誤り。買い物に行くときの主な手段は、全体では「自分で自動車等を運転」が55.6%, 「徒歩」が28.4%となっているが、大都市では「徒歩」が50.1%と最も高く、「自分で自動車等を運転」(32.9%), 「家族等が運転する自動車やタクシー」(6.4%)と続く。町村では「自分で自動車等を運転」が67.1%と最も高く、「徒歩」(18.7%), 「家族等が運転する自動車やタクシー」(9.7%)となっている。

(「高齢社会白書」pp. 69~70)

- 4 正しい。買い物の手段を年齢別にみると、女性の場合、75歳以上では「自分で自動車等を運転」の割合が18.3%と、60~64歳(66.2%), 65~74歳(52.2%)に比べ大幅に低い。一方、自分でお店に行く場合は「徒歩」が51.3%であり、60~64歳(24.2%), 65~74歳(26.6%)に比べ高くなっている。

(「高齢社会白書」pp. 71~72)

- 5 誤り。75歳以上の女性では、サービスを利用したり、支援を受けている理由としては、「体力的にお店に行くことが難しい」という回答が60.0%であり、「距離が遠い、時間がかかる」(23.5%), 「交通手段がない、交通が不便」(10.4%)と続く。

(「高齢社会白書」p. 72)

問題 127

正答 1, 3

- 1 正しい。ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health; 国際生活機能分類) に

おける生活機能 (functioning) は、心身機能・身体構造 (body functions and structures), 活動 (activities), 参加 (participation) のすべてを含む包括用語である。心身機能とは、身体系の生理的機能 (心理的機能を含む) をいい、身体構造とは、器官・肢体とその構成部分などの身体の解剖学的部分である。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部編『国際生活機能分類——国際障害分類改訂版 (ICF) 』2002年 (以下『国際生活機能分類』), pp. 3~10)

- 2 誤り。ICFでは、障害の有無を問わず、「活動」と「参加」の要素について、「能力」と「実行状況」、「個人因子」や「環境因子」との相互作用から利用者を理解することが重要である。ICFは、高齢者や障害者を否定的側面からだけでなく、肯定的側面を評価することもでき、人と生活環境の相互作用を把握できるというメリットがある。

(『新・社会福祉士養成講座⑬高齢者に対する支援と介護保険制度 (第5版) 』中央法規出版, 2016年 (以下『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版), pp. 326~327)

- 3 正しい。活動とは、課題や行為の個人による遂行のことをいう。参加とは、生活・人生場面 (life situation) へのかかわりのことをいう。ICFでは、この活動と参加を「実行状況」と「能力」の2つから評価する。「実行状況」とは、個人が現在の環境のもとで行っている活動、参加を表すものであり、「能力」とは、ある課題や行為を遂行する個人の能力を表すものである。

(『国際生活機能分類』pp. 13~15)

- 4 誤り。ICFの要素は、肯定的と否定的の両方の側面から表現が可能となっている。例えば、心身機能・身体構造における否定的側面は機能障害と表現される。また、活動と参加は肯定的側面であり、活動制限と参加制約は否定的側面となる。環境因子については、肯定的側面が促進因子、否定的側面が阻害因子と表現される。

(『国際生活機能分類』pp. 9~15)

- 5 誤り。背景因子には、環境因子と個人因子がある。環境因子 (environmental factors) は、人々が生活し、人生を送っている物的な環境や社会的環境、人々の社会的な態度による環境を構成する因子のことをいう。個人因子 (personal factors) とは、個人の人生や生活の特別な背景であり、性別、人種、年齢、ライフスタイル、習慣、生育歴、教育歴、職業、過去及び現在の経験、性格などが含まれる。

(『国際生活機能分類』pp. 15~16)

問題 128	正答 5
--------	------

- 1 適切でない。トランスファーボードは、ベッドから車いす、車いすからベッドへの移乗時に使用する福祉機器で、臀部をトランスファーボードの上に載せ、滑らせるようにして移乗するものである。歩行が可能な人に対して使用する福祉機器としては適切でない。

(保健福祉広報協会「リフト等移乗用品編——リフト等移乗用品の選び方、利用のための基礎知識」(https://www.hcr.or.jp/cms/wp-content/uploads/howto_2017_1_2.pdf) (以下「リフト等移乗用品編」), pp. 23～27)

- 2 適切でない。自動排泄処理装置とは、寝たきりでトイレに行けず、尿失禁・便失禁がある利用者を主な対象としている。下肢筋力が低下していても、歩行が可能な場合はトイレを使用できると考えられるため適切でない。

(テクノエイド協会「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業(平成29年度): 試用貸出機器情報一覧」(<http://www.techno-aids.or.jp/robot/conference2/pdf/C1703.pdf>))

- 3 適切でない。移動用リフトは、座位移乗ができないときや持ち上げなければ移乗ができないときに使用する福祉機器であり、歩行が可能な人に対して使用するのとは適切でない。移動用リフトには、ベッド固定式、据え置き式、床走行式、浴室用リフトなどがある。

(「リフト等移乗用品編」pp. 28～31)

- 4 適切でない。スライディングシートは、滑りやすい素材でつくられており、ベッド上で利用者の身体とマットレスの間に敷き、身体を滑らせて横移動(水平移動)や上方移動などを行うための福祉用具である。摩擦抵抗が少なく移動がスムーズに行えるため、腰痛予防などに効果的であるが、歩行が可能な利用者を使用するものとしては適切でない。

(福祉住環境用語研究会編『福祉住環境コーディネーター用語辞典(改訂第2版)』井上書院、2015年、p. 108)

- 5 適切。歩行アシストロボットは、高齢者や障害者、体力が衰え屋外での歩行が不安な人などを対象とした福祉機器である。上り坂での負荷を軽減(アシスト)する、下り坂でスピードが加速するのを抑制する(自動減速)などの機能が備わっている。歩行は可能だが、下肢筋力が低下している人に対しては適切な機器といえる。

(経済産業省/AMED「ロボット介護機器開発・導入促進事業製品化機器一覧」(<http://robotcare.jp/wp-content/uploads/2018/03/List-of-commercialized-equipment180323.pdf>))

問題 129	正答 3, 5
--------	---------

- 1 適切でない。BPSDの症状の1つに妄想があげられ

る。妄想とは、事実ではない思い込みや考えのことをいい、修正が効かないもののことを指す。修正が効かないからといって、Gさんの訴えに対し「誰が言っているのか」などと事実焦点を当てて聞き出し、その利用者に態度に注意してほしいと伝えることは適切な対応とはいえない。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、p. 409)

- 2 適切でない。不安感や孤独感から妄想が生じる場合もあるので、その妄想の内容を詳しく聞き、それが事実ではないことを立証するような対応は望ましくない。Gさんのような被害的な妄想では、孤独感や疎外感、不安などが背景にあることも多いため、心理面に対するはたらきかけが重要である。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、p. 409)

- 3 適切。「邪魔者扱いされている」と感じているGさんの感情に焦点を当てて、その思いに共感している言葉を添えながら訴えを傾聴するのは適切な対応である。ただし、訴えはあくまでも事実ではないので、その思い込みを強化しないよう、その事実を肯定しないよう留意する必要がある。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、p. 409)

- 4 適切でない。選択肢2と同様、事実を立証するような対応は望ましくない。被害的な妄想は、認知症の人を苦しめるが、「いつも楽しそうに過ごしている」という事実を伝えても、Gさんにとっての事実は「悪口を言われている」のであり、自分の苦しい思いをわかしてもらえないと、さらにつらい思いをさせてしまうことになる。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、p. 409)

- 5 適切。訴えの内容は事実ではないので、肯定も否定もせず傾聴・共感することは適切な対応である。また、その後、自然に話題を本人の関心のある別のことに変えることも適切な対応である。特に、楽しい話題や体験などに話題を変えて気分転換を図るとよい。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版、p. 409)

問題 130	正答 2
--------	------

- 1 誤り。2018年(平成30年)の改定では、全体として介護報酬を0.54%引き上げる、いわゆる「プラス改定」となった。小幅ながら介護サービス事業所の安定的な経営、介護領域の人材確保の観点から引き上げられた。ただし、サービスごとに見れば引き下げとなったものもある。

(「第157回社会保障審議会介護給付費分科会資料」)

2 正しい。地域包括ケアシステム推進の観点から、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスが切れ目なく受けられる体制の整備が進められている。選択肢は、配置医師緊急時対応加算として創設された内容である。また、介護老人福祉施設における看取り体制の強化のため、施設の求めに応じた、深夜、夜間、早朝の医師の訪問が評価されることになった。

(厚生労働省「平成30年度介護報酬改定に関する審議事項」p.198)

3 誤り。介護保険法によって、介護保険料は3年ごとに見直されることになっている。介護報酬もこれに合わせて改定される。ただし、社会の状況に合わせて臨時で改定されることもあり、2017年(平成29年)にも介護報酬改定が行われている。

(「第157回社会保障審議会介護給付費分科会資料」)

4 誤り。これまでサービス利用者の自己負担割合は、所得に応じて1割若しくは2割であった。2018年(平成30年)8月より、2割負担の者のうち、一定所得以上の者(現役世代並みの所得のある者)の負担が3割となった。そのため、利用者の自己負担は、所得に応じて、1割、2割、3割の段階がある。

(厚生労働省「平成29年(2017年)介護保険法改正」)

5 誤り。指定サービス事業者による介護給付費の請求は、国民健康保険団体連合会(国保連)に対して行われる。国保連は都道府県に1団体ずつ設立されており、市町村の委託を受けて事業者からの請求を審査し、保険給付分を支払う。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, pp.222～224)

問題 131	正答 3
--------	------

1 誤り。施設サービスとは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び2018年度(平成30年度)に創設された介護医療院の3施設である(なお、介護療養型医療施設が2023年度(平成35年度)まで経過措置にてその効力を有することとされている)。認知症対応型共同生活介護は、施設サービスではなく地域密着型サービスである。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, pp.200～201, p.210)

2 誤り。介護老人保健施設は、医学的管理のもとに、介護、リハビリテーション、医療等のサービスを提供し、日常生活上の世話をを行う施設である。そのため、入居者100名当たり1名以上の医師の配置が義務づけられている。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, pp.200～201)

3 正しい。介護医療院は、2017年(平成29年)の介護保険法改正により新設された施設である(2018年(平成30年)4月施行)。日常的な医学管理が必要な者を受け入れ、医療的サービスだけではなく、生活施設としてのサービスも提供する。さらに、ターミナル期の対応、看取りも行う。

(「第144回厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会資料」)

4 誤り。介護療養型医療施設は、当初2011年度(平成23年度)をもって廃止されることになっていたが、その後、2011年(平成23年)の介護保険法改正で2017年度(平成29年度)まで廃止が延期された。さらに、2017年(平成29年)の改正により、6年間の経過措置期間が設定され、2023年度(平成35年度)までの間に介護医療院等への転換が進められることになっている。

(「第144回厚生労働省社会保障審議会介護給付費分科会資料」)

5 誤り。特定施設入居者生活介護は、居宅サービスの1つである。養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームに入居する要介護者が対象である。また、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅に入居する要介護者は特定施設入居者生活介護の対象である。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, pp.119～121, p.197)

問題 132	正答 5
--------	------

1 誤り。介護保険の保険者は市町村であり、市町村が第1号被保険者の保険料の徴収率を定め、徴収の実務も行っている。ただし、第2号被保険者に関しては、全国ベースの介護給付費に応じて1人当たりの保険料額が決定され、健康保険の保険者を通じて保険料が徴収される。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, pp.126～127, p.217)

2 誤り。財政安定化基金は、財政悪化時に一般会計からの繰り入れをしないように、都道府県が設置する。基金の財源は、国と都道府県と市町村がそれぞれ3分の1ずつ拠出し、保険料収納率低下のために赤字になった場合は、その2分の1が貸付、残り2分の1が交付金として交付される。給付額の増大で赤字になった場合は、その全額が貸付となる。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p.140)

3 誤り。市町村は介護認定審査会をおき、介護認定調査の一次判定結果と主治医意見書をもとに要介護認定を行う。都道府県は、介護保険審査会を設置する。介護保険審査会は、保険給付や要介護認定に対する不服

申立てに対応する。この不服申立てを審査請求と呼ぶ。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, pp. 216～217)

- 4 **誤り**。介護保険法第118条において、都道府県は介護保険事業支援計画を策定し、介護保険施設の種類の必要入所定員総数やその他の介護給付等対象サービスの量の見込みなどを定めることとされている。介護保険事業計画は市町村が策定するものである。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, pp. 178～180)

- 5 **正しい**。全国の市町村が大きな格差なく介護保険制度を運営できるように、国は調整交付金を市町村に交付する。後期高齢者の分布状況、第1号被保険者の所得の分布状況に応じて交付される普通調整交付金と、災害などの特別な事情を勘案する特別調整交付金がある。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, pp. 139～140)

問題 133	正答 4
--------	------

- 1 **誤り**。高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）では、高齢者とは65歳以上の者と定義されている（第2条第1項）。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p. 109)

- 2 **誤り**。高齢者虐待防止法において、養介護施設と養介護事業の範囲が示されており、有料老人ホームは養介護施設に含まれる。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p. 111)

- 3 **誤り**。高齢者虐待防止法において定められた養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者等による高齢者虐待の類型に、経済的虐待は含まれる。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p. 110)

- 4 **正しい**。高齢者虐待を受けたと思われ、かつ生命・身体に重大な危険が生じている場合、発見者は市町村に通報する義務があり、またそれ以外の場合の高齢者虐待の発見者には通報の努力義務がある。守秘義務はこれらの通報に関して免除される（法第7条、第21条）。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p. 111)

- 5 **誤り**。養護者による虐待である場合、市町村長や措置された施設の長は、虐待を行った養護者の面会を制限することができる（法第13条）。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p. 111)

問題 134	正答 4
--------	------

- 1 **適切でない**。要介護高齢者が虐待を受けている場合、ケアマネジメントを行っている介護支援専門員やサービス担当者は、高齢者虐待防止法における高齢者虐待対応協力者の職員として高齢者虐待防止ネットワークの一員となる。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p. 294)

- 2 **適切でない**。高齢者虐待の対応は、地域包括支援センターの虐待対応チームや介護支援専門員等のケアマネジメントチーム等の複数のチームが連携しながら対応を行っていく。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p. 114, p. 295)

- 3 **適切でない**。老人福祉法に基づく措置は、高齢者虐待への対応の1つであるが、緊急性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予想される場合、あるいはほかの方法では虐待の軽減が期待できない場合などに検討される。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p. 115)

- 4 **適切**。居宅サービス計画と連携する形となる虐待対応支援計画は、虐待対応への対応に動員されるすべての社会資源の全体計画として位置づけられ、居宅サービス計画は、その中の一部を担当する形になる。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, pp. 295～296)

- 5 **適切でない**。市町村長による成年後見制度の申立ては、高齢者虐待への対応の1つであるが、緊急性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予想される場合、あるいはほかの方法では虐待の軽減が期待できない場合などに検討される。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, pp. 115～116)

問題 135	正答 2
--------	------

- 1 **誤り**。有料老人ホームもサービス付き高齢者向け住宅となることができ、その場合、老人福祉法での届出の義務は適用されない。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p. 119)

- 2 **正しい**。居住者の保護を図るために、敷金・家賃・サービス対価以外の金銭を徴収することができない、前払い金の保全処置などがある。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p. 120)

- 3 **誤り**。高齢者の居住の安定確保に関する法律の2011年（平成23年）の改正で、それまで位置づけられていた高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高

齢者向け優良賃貸住宅と称される複数存在した高齢者向けの賃貸住宅は廃止され、サービス付き高齢者向け住宅に一本化された。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p. 119)

- 4 **誤り**。サービス付き高齢者向け住宅は、事業所とその住宅を、市町村ではなく、都道府県知事に登録する必要がある。登録に際して、住宅について基準が定められており、住宅の質を確保するために、都道府県は立入検査や指示等の指導監督を行うことができるようになっている。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p. 119)

- 5 **誤り**。廊下幅、段差解消、手すり配置などのバリアフリー基準を満たすことが求められている。

(『高齢者に対する支援と介護保険制度』中央法規出版, p. 120)

児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

問題 136	正答 2
--------	------

- 1 適切でない。この時点で、子どもが一人で来所することは現実的でない。協力してもらえ人の有無や、子どもが一人で行動できる力の程度や範囲を把握することが必要である。

（「子ども虐待対応の手引きの改正について」平成25年8月23日雇児総発第0823第1号（以下「子ども虐待対応の手引きの改正について」））

- 2 適切。児童相談所が、必ず本人の安全を守ることを伝えることは基本的なことである。そのことにより子どもは安心して自分の身に起きている問題や状況について話をするができる。また、児童福祉司は、子どもの状況を把握することが可能となる。

（「子ども虐待対応の手引きの改正について」）

- 3 適切でない。児童相談所において、学校との連携は重要であるが、現在、本人が学校の先生ともあまり会話をせず、学校を信頼していると思われない。この時点で学校の先生に相談するという助言は、本人の意欲を喚起することにならず適切でない。

（「子ども虐待対応の手引きの改正について」）

- 4 適切でない。緊急の場合は、身体的にも心理的にも危険な状態にあるため、助けを求めることができる場所等（交番等）や方法を伝えておくことが適切である。

（「子ども虐待対応の手引きの改正について」）

- 5 適切でない。同居している男性から、暴力や暴言を受けているので、母親に伝えた場合、児童相談所へ連絡したことが男性に知られてしまい、虐待がさらにエスカレートする可能性がある。また、本人の心理的動揺も大きいので、適切でない。

（「子ども虐待対応の手引きの改正について」）

問題 137	正答 3
--------	------

- 1 誤り。スクールソーシャルワーカーの配置形態は、①単独校方式（配置された学校のみを担当）、②拠点校方式（拠点となる学校に配置され、併せて近隣校を担当）、③派遣方式（教育委員会に配置され、学校からの要請に応じて派遣されるもの）、④巡回方式（教育委員会に配置され、複数校を定期的に巡回するもの）となっている。したがって、各小中学校にスクールソーシャルワーカーが配置されているとは限らない。

（教育相談等に関する調査研究協力者会議「児童生徒の教育相談の充

実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）平成29年1月」p.15）

- 2 誤り。社会福祉の専門性と教育現場で具体的にアクションを起こせる実績の双方を兼ねた人材は限られているため、スクールソーシャルワーカーの人材については、自治体において対応がまちまちで、退職校長等の教育経験者がスクールソーシャルワーカーとして充当されることもある。

（『新・社会福祉士養成講座⑮児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度（第6版）』中央法規出版、2016年（以下『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版）、p.265）

- 3 正しい。不登校やいじめなど、学校で生起している諸問題が深刻化し、教員の負担も大きく、学校だけでなく、家庭、地域といった社会環境上の要因が大きく関与している。子どもたちのニーズに応答的な環境整備を行うスクールソーシャルワーカーの配置が、学校において求められている。

（『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版、p.265）

- 4 誤り。2015年（平成27年）にスクールソーシャルワーカーとして雇用した実人数のうち、社会福祉士資格保有者は50.0%である。精神保健福祉士資格を有している者は28.2%、教員免許を有している者は37.2%である。

（厚生労働省「社会福祉士の現状等（参考資料）」（平成30年2月15日）p.5、文部科学省「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」（報告書））

- 5 誤り。スクールソーシャルワーカーには、①家庭環境や地域ボランティア団体へのはたらきかけ、②個別ケースにおける福祉等の関係機関との連携・調整、③要保護児童対策地域協議会や市町村の福祉相談体制との協働、④教職員等への福祉制度の仕組みや活用等に関する研修活動などの役割がある。

（文部科学省「学校における教育相談に関する資料」（平成27年12月17日）p.23、p.33）

問題 138	正答 5
--------	------

- 1 誤り。選択肢は、児童手当法の説明である。児童扶養手当法第1条(目的)によると、児童扶養手当法は、「父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ること」が目的とされている。
- 2 誤り。最も多いのは、離婚を支給要件としているも

ので、受給者の8割を超える(2016年度(平成28年度)末概数(「福祉行政報告例」))。未婚の世帯は父子家庭よりも母子家庭に圧倒的に多いが、全体の約1割である。

(厚生労働統計協会編『国民の福祉と介護の動向2017/2018』, 2017年(以下『国民の福祉と介護の動向』), p. 111)

- 3 誤り。児童扶養手当には所得に応じて限度額があり、一部支給の手当額は所得に応じ細かく定められる(児童扶養手当法第9条)。

(『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版, p. 191)

- 4 誤り。国が3分の1、都道府県又は市町村が3分の2である。町村の場合、福祉事務所設置町村が該当する。三位一体改革によって、2006年度(平成18年度)から国と都道府県・市との負担割合が見直され、国庫負担率は4分の3から3分の1になり、都道府県又は市町村が残りの3分の2を負担している。

(『国民の福祉と介護の動向』p. 110, 総務省『平成18年版地方財政白書』2006年)

- 5 正しい。法律制定時には、母子家庭のみを対象としていたが、2010年(平成22年)の法改正で、最近の父子家庭をめぐる状況を踏まえ、父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなった。

(『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度』中央法規出版, p. 191)

問題 139	正答 3
--------	------

- 1 誤り。保健指導等の実施主体は市町村であるが、都道府県、市町村は相互に連携して母子保健法の事業を展開する。都道府県児童福祉審議会と市町村児童福祉審議会は、母子保健に関する事項につき調査審議する(同法第7条)、都道府県は、市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整や市町村の求めに応じ技術的援助を行う(同法第8条)ことなどが定められている。
- 2 誤り。「満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者」(母子保健法第6条第3項)である。このほか、同法の用語の定義では、「妊産婦」が「妊娠中又は出産後1年以内の女子」、「乳児」が「1歳に満たない者」、「新生児」が「出生後28日を経過しない乳児」とされている。
- 3 正しい。妊娠した者は、厚生労働省令で定める事項につき、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない(母子保健法第15条)。また、市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しな

ければならない(同法第16条)。交付主体は、以前、都道府県又は保健所を設置する市であったが、2002年(平成14年)から市町村へ移譲された。

(厚生労働省「母子保健関連施策」(<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12401000-Hokenkyoku-Soumuka/0000096263.pdf>))

- 4 誤り。健康診査の実施義務は市町村にある。市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児、満3歳を超え満4歳に達しない幼児に、健康診査を行わなければならない(母子保健法第12条)。

- 5 誤り。母子生活支援施設は、児童福祉法第38条に規定されている。母子生活支援施設とは、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」である。

問題 140	正答 5
--------	------

- 1 誤り。2016年度(平成28年度)中に児童相談所が対応した養護相談のうち、児童虐待相談の対応件数は12万2575件で、前年度に比べ1万9289件(18.7%)増加している。社会的に虐待への対応に関する関心が高まり、発見・通報が多くなったことが背景にあると考えられ、年々増加している。

(「平成28年度福祉行政報告例の概況」(https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/16/dl/kekka_gaiyo.pdf)(以下「福祉行政報告例の概況」))

- 2 誤り。主な虐待者別構成割合をみると「実母」が最も多いが、2016年度(平成28年度)においては48.5%となり、過半数ではなくなった。2012年度(平成24年度)から2015年度(平成27年度)は「実母」が過半数を超えていた。

(「福祉行政報告例の概況」)

- 3 誤り。「心理的虐待」が6万3186件と最も多く、年々増加している。次いで「身体的虐待」が3万1925件となっている。「保護の怠慢・拒否(ネグレクト)」は、2万5842件となっており、「性的虐待」は1622件である。

(「福祉行政報告例の概況」)

- 4 誤り。「7～12歳」が4万1719件(構成割合34.0%)と最も多く、次いで「3～6歳」が3万1332件(同25.6%)、「0～2歳」が2万3939件(同19.5%)となっている。

(「福祉行政報告例の概況」)

- 5 正しい。「実父」の構成割合は年々上昇しており、

社会的に虐待への対応に関する関心が高まりをみせ、「実母」以外にも発見・通報が多くなったことが背景にあると考えられる。なお、「実父以外の父親」については、6%程度で推移している。

(「福祉行政報告例の概況」)

問題 141	正答 2, 4
--------	---------

- 1 誤り。子育て世代包括支援センターの業務に関する記述である。子育て世代包括支援センターは、母子健康包括支援センターという名称で母子保健法に規定される施設である。妊娠、出産、育児をめぐるさまざまな相談に、多機関連携に基づいて対応することを目指した施設である。

(厚生労働省「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン(平成29年8月)」)

- 2 正しい。家庭支援専門相談員は、虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに相談援助等の支援を行う。また、退所後の児童に対する継続的な相談援助を行う。

(「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」平成24年4月5日雇児発0405第11号(以下「家庭支援専門相談員等の配置について」))

- 3 誤り。個別対応職員の業務についての記述である。個別対応職員は、児童養護施設等に入所してくる虐待を受けた児童への対応のため、2001年度(平成13年度)より配置された。被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等が期待されている。

(「家庭支援専門相談員等の配置について」)

- 4 正しい。家庭支援専門相談員の設置は、虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の早期家庭復帰、里親委託、親子関係の再構築等が図られることが目的とされており、養子縁組を希望する家庭への相談援助や、養子縁組の成立後の相談援助について、業務とされている。

(「家庭支援専門相談員等の配置について」)

- 5 誤り。心理療法担当職員の業務についての記述である。心理療法担当職員は、虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童を対象に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施する。心理療法を通して心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図ることにより、対象児童等の自立を支援することを目的とする職員である。

(「家庭支援専門相談員等の配置について」)

問題 142	正答 3
--------	------

- 1 適切でない。Mちゃんの安否が家庭訪問をしても確認できないこの状況においては適切な対応とはいえない。なお、児童虐待事例に関しては、学校、医療機関、児童福祉施設などの地方公共団体の機関は、児童相談所からの情報提供の求めに対して協力することが児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)第13条の4(資料又は情報の提供)に規定されている。

(「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」平成28年6月3日雇児発0603第1号(以下「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」))

- 2 適切でない。事例はまだ訪問の段階で、出頭要求や立入調査は行われていない。なお、2016年(平成28年)6月の児童虐待防止法の改正により、臨検・捜索手続きの簡素化が盛り込まれた(同年10月1日施行)。立入調査の後、再出頭要求を経なくても臨検・捜索の許可状請求が可能となった。

(「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」)

- 3 適切。児童虐待防止法第9条では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員が立入調査をできることとされている。家庭訪問においてMちゃんの安否確認ができない場合は、立入調査を行い、Mちゃんの状況を確認する必要がある。

(「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」)

- 4 適切でない。Mちゃんの安否確認が取れておらず、またMちゃんの母のニーズも明らかではない状況において、カウンセリングは適切なサービスとは考えられない。

(厚生労働省「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv21/01.html>), 厚生労働省「児童相談所運営指針」)

- 5 適切でない。児童虐待事例において、家庭訪問で児童の安否確認ができなかった場合、保護者に対し、児童とともに出頭することを求めることができる(児童虐待防止法第8条の2)。しかし、この事例の場合、安否確認ができないなかで身体的虐待が再発している可能性もあり緊急を要するため、この時点で適切な対応であるとはいえない。

(「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」)

就労支援サービス

問題 143	正答 4
--------	------

- 1 誤り。就労定着支援は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の改正に伴い新設され、2018年（平成30年）4月より施行された事業である。就労支援事業所等を利用して企業等へ就労した障害者に対して、就労に伴い生じる生活面の課題を支援することを目的とし、利用期間の上限は3年と設定された。

（厚生労働省「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（平成30年2月5日）」p.11）

- 2 誤り。就労定着支援の対象となる障害者は、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）のいずれかの事業所を利用して就労した者に限られる。そのため、特別支援学校等から卒業後に事業所を利用しない場合、又は個人での就労活動によって就労した場合には、就労定着支援のサービス報酬の対象とはならない。

（厚生労働省「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（平成30年2月5日）」（以下「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」）、p.6）

- 3 誤り。自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用を経て就労をした利用者に対して、継続的な職場への定着支援を行う必要性を鑑み、就労後6か月以上定着している者がいる場合には、サービス報酬費の加算が新規に創設された。

（「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」pp.38～39）

- 4 正しい。就労移行支援について、これまで以上に利用者の意向と適性に即して、企業就労を推進すると同時に、安定した就労の継続を目指して、企業への移行実績のみならず、就労後6か月以上の定着した者の割合に応じてサービス報酬を設定することとされた。

（「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」p.42）

- 5 誤り。就労継続支援について、賃金又は工賃の増額を目的としてサービス報酬の改定が行われた。就労継続支援B型に関しては、利用者の工賃水準の向上を目指して、平均工賃月額に応じてサービス報酬を設定し、それに伴い目標達成工賃加算を廃止した。なお、それに対して、就労継続支援A型では、労働時間の増加が賃金増加に反映されることから、平均労働時間に応じて設定された。選択肢の後半は就労継続A型の説明である。

（「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」pp.44～46）

問題 144	正答 1
--------	------

- 1 正しい。障害者雇用納付金制度とは、法定雇用率の未達成企業（常用労働者数100人超）から雇用率の達成企業に対して、調整金または報奨金を支給するとともに、各種助成金を支給する制度である。常用労働者数100人以下の企業の場合は、法定雇用率を超えて障害者を雇用した場合は、超過1人につき報奨金として2万1000円を受け取ることができる。

（『新・社会福祉士養成講座⑧就労支援サービス（第4版）』中央法規出版、2016年（以下『就労支援サービス』中央法規出版）、pp.53～54）

- 2 誤り。障害者雇用促進法の改正に伴い、2018年（平成30年）4月より法定雇用率も変更されている。常用労働者数は50人から45.5人以上の企業が適用対象となり、法定雇用率は2.0%から2.3%（当分の間は2.2%）に引き上げられた。

（厚生労働省「障害者の法定雇用率の引上げについての事業主向けリーフレット」）

- 3 誤り。従来、短時間就労の障害者は0.5カウント（重度身体障害者及び重度知的障害者は1カウント）であった。しかし、2018年（平成30年）4月より精神障害者の雇用においては、①新規雇用から3年以内の者、又は②精神保健福祉手帳取得後3年以内の者で、かつ2023年（平成35年）3月31日までに雇用した者等に限り、短時間就労であっても1カウントとみなすことが可能になった。

（『就労支援サービス』中央法規出版、pp.51～53、厚生労働省「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令について」p.1）

- 4 誤り。企業は障害者を雇用する際、障害者個人に合わせて、合理的配慮を提供する義務がある。その配慮の措置は、企業の事業主と障害者との話し合いによって決められるため、都道府県労働局が決定することはない。企業は、確定した合理的配慮に関する措置の内容と理由（過重な負担にあたる場合は、その旨と理由）を障害者に説明する必要がある。

（『就労支援サービス』中央法規出版、p.56）

- 5 誤り。合理的配慮の内容が、企業にとって過重な負担であるか否かは、事業活動への影響の程度、実現困難度、費用負担の程度、企業規模・財政状況、公的支援の有無等の要素を総合的に勘案しながら個別に判断することとされている。そのため、経済的理由及び物理的理由を問わず、合理的配慮の提供の可否は検討さ

れ、企業は過重な負担にならない範囲で措置を講じなければならない。

(『就労支援サービス』中央法規出版, pp.56～57)

問題 145	正答 2
--------	------

- 1 誤り。全体的には近年低下傾向にあるものの、2016年（平成28年）で7.7%となっており、依然5%を下回ってはならず、特に40代男性では15.2%は週の就業時間が60時間以上となっている。なお、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月24日閣議決定）において、2020年（平成32年）までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とすることを目標としている。

(厚生労働省「平成29年版過労死等防止対策白書」(以下「過労死等防止対策白書」), pp.4～5)

- 2 正しい。業務における強い心理的負荷によって精神障害を発病したとする労災請求件数は増加傾向にある。2016年度（平成28年度）における請求件数は1586件で、前年度比71件の増加で過去最多となった。

(「過労死等防止対策白書」p.34)

- 3 誤り。業務における強い心理的負荷によって精神障害を発病したとする労災請求件数で、最も多い業種（大分類）は「医療、福祉」である。

(「過労死等防止対策白書」p.34)

- 4 誤り。2016年（平成28年）の年次有給休暇の取得率（付与された年次有給休暇日数に対する労働者が取得した日数の割合）は49.4%となっており、70%に届いていない。なお、仕事と生活の調和推進官民トップ会議による「仕事と生活の調和推進のための行動指針」では、2020年（平成32年）の年次有給休暇取得率の数値目標は70%として提示されている。

(厚生労働省「平成29年就労条件総合調査 結果の概況」)

- 5 誤り。「平成28年度雇用均等基本調査」では、男性の育児休業取得率は、増加傾向にあるものの3.16%となっている。なお、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日決定）では、2020年（平成32年）の男性の育児休業取得率の目標を13%としている。

(厚生労働省「平成28年度雇用均等基本調査 結果の概要」(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-28r-07.pdf>), p.15)

問題 146	正答 2, 4
--------	---------

- 1 適切でない。住居を喪失している状態で相談に訪れているため、公共職業安定所（ハローワーク）で職探しを助言することは適切でない。拙速に就職をゴール

とした支援を支援員主導で行ってしまうことが、かえって、本人のもつ力を損なったり、尊厳の確保から離れた支援をしてしまうことにつながりかねない。本人の希望に沿って、まずは生活再建を優先したアプローチが求められる。

(厚生労働省「自立相談支援事業の手引き」(http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/01_jiritsu.pdf) (以下「自立相談支援事業の手引き」), p.5)

- 2 適切。住居確保給付金は、離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給する制度である。すぐにも住居の支援を必要とする本人のニーズに対応するものであるため、自立相談支援機関は、必要に応じて本人の意向を確認し、迅速に利用を促すことが求められる。

(「自立相談支援事業の手引き」p.30)

- 3 適切でない。Cさんが「親に頼りたくない」と考えている中で、本人の意向に反して、家族と連絡をとるように伝えることは不適切な対応である。本人の意向と異なる支援や助言をむやみに行うことで、信頼関係を構築できなくなるおそれがある。

(「自立相談支援事業の手引き」p.3)

- 4 適切。他者とコミュニケーションが図れないなどの理由により、直ちに一般就労に就くことが困難であると判断される者については、就労準備支援事業が最も適切な就労支援策であるとされている。本人の意向を確認し、適切に助言していくことが求められる。

(「自立相談支援事業の手引き」p.61)

- 5 適切でない。生活保護制度は、稼働年齢であっても利用することが可能である。また、Cさんは生活保護の利用を希望していることから、生活保護が必要であると判断される場合は、福祉事務所と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが求められる。

(「自立相談支援事業の手引き」p.14)

更生保護制度

問題 147	正答 1
--------	------

- 1 正しい。保護観察は、更生保護制度の主軸ともいえるもので、国が犯罪をした者及び非行のある少年に対し、通常の社会生活を営ませながら、遵守事項という一定の条件を課した上で、これが守られるように継続的かつ個別的な処遇を行うものである。保護観察は、保護観察所が実施する（更生保護法第29条）。なお、保護観察を実施する機関である保護観察所は、法務省の地方支分部局である。

（『新・社会福祉士養成講座②更生保護制度（第4版）』中央法規出版，2017年（以下『更生保護制度』中央法規出版），p.23）

- 2 誤り。保護観察の開始は、対象により異なる。保護観察処分少年については、家庭裁判所で保護観察処分の決定を受けたとき、少年院仮退院者については、少年院から仮退院したとき、仮釈放者については、刑務所等の矯正施設から仮釈放されたとき、保護観察付執行猶予者については、刑事裁判所で保護観察付執行猶予の言渡しを受け、その刑が確定したとき、売春防止法に基づく保護観察については、婦人補導院から仮退院したとき、それぞれ開始される。なお、仮釈放等を決定するのは地方更生保護委員会である。

（藤本哲也・生島浩・辰野文理編著『よくわかる更生保護』ミネルヴァ書房，2016年（以下『よくわかる更生保護』ミネルヴァ書房），p.64）

- 3 誤り。保護観察の対象は、自立した生活を送ることができる者に限定されない。むしろ、保護観察対象者は、社会生活上、さまざまな問題を抱えていることが多い。そこで、保護観察においては、これらの問題を解決し、自立した生活を営むことができるようにするためのはたらきかけとして補導援護を行う（更生保護法第58条）。

（『更生保護制度』中央法規出版，p.26）

- 4 誤り。遵守事項は、対象者自身が決定するものではない。遵守事項のうち、一般遵守事項は、法律において定められている（更生保護法第50条）。特別遵守事項は、個々の対象者の事情に応じて、保護観察処分少年及び保護観察付執行猶予者については保護観察所の長が、裁判所の意見を聴いた上で設定・変更し（同法第52条第1項及び第5項）、少年院仮退院者又は仮釈放者については、地方更生保護委員会が設定・変更を行う（同条第2項）。

（『よくわかる更生保護』ミネルヴァ書房，pp.72～73）

- 5 誤り。更生保護法第59条には、保護観察所の長は、

保護観察に付されている少年の保護者に対し、その少年の監護に関する責任を自覚させ、その改善更生に資するため、指導、助言その他の適当な措置をとることができる旨が規定されている。保護者の養育態度に問題があるときは、保護者に対し、これを改善するよう指導・助言することがある。

（『更生保護制度』中央法規出版，p.30）

問題 148	正答 2, 4
--------	---------

- 1 誤り。保護観察における専門的処遇プログラムは、法務大臣が定める。一定の要件を満たす保護観察対象者には、更生保護法第51条第2項第4号の規定（「医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として法務大臣が定めるものを受けること」）により、専門的処遇プログラムの受講が義務づけられる。

（『更生保護制度』中央法規出版，pp.28～29）

- 2 正しい。保護観察における専門的処遇プログラムには、性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムがある。いずれも認知行動療法を理論的な基盤におき、認知の偏りや自己統制力の不足等を問題点として自覚させた上で、再犯を防止するための具体的な方法を習得させることにより、犯罪傾向を改善しようとしている。

（『更生保護制度』中央法規出版，p.29，注37）

- 3 誤り。専門的処遇プログラムは、受講を希望する者のみを対象に実施されるのではなく、一定の要件を満たす保護観察対象者については、その処遇を受けることは特別遵守事項として遵守しなければならない（更生保護法第51条第1項及び第2項第4号参照）、強制力を伴う。

（『更生保護制度』中央法規出版，p.29，pp.140～141）

- 4 正しい。薬物再乱用防止プログラムでは、プログラム実施期間中、ワークブックを用いるなどして行う「教育課程」と並行して、「簡易薬物検出検査」を定期的に実施している。簡易薬物検出検査は、陰性の結果を出し続けることで、対象者の断薬意思の強化及び維持を図るものである。

（『更生保護制度』中央法規出版，p.29）

- 5 誤り。刑事施設の特別改善指導として、「性犯罪再犯防止指導」や「薬物依存離脱指導」を受講した仮釈放者については、各刑事施設から実施結果を引き継ぎ、刑事施設と保護観察所との間で一貫性のある指導が行われることになっている。

(『よくわかる更生保護』ミネルヴァ書房, pp. 80～81)

問題 149	正答 3
--------	------

- 1 誤り。更生緊急保護は、更生保護法第85条に規定されている。更生緊急保護法は、国が行う満期釈放者、起訴猶予者等に対する更生保護の措置について初めて規定した法律であるが、すでに廃止されており、その内容は更生保護法に引き継がれている。

(『MINERVA社会福祉士養成テキストブック⑱更生保護(第2版)』ミネルヴァ書房, 2014年(以下『更生保護』ミネルヴァ書房), p. 67, 『更生保護制度——司法福祉(第3版)』弘文堂, 2017年(以下『更生保護制度』弘文堂), pp. 20～22, p. 43, 『六訂 社会福祉用語辞典』中央法規出版, 2012年, p. 143)

- 2 誤り。更生緊急保護は、更生保護施設等での宿泊保護を行う場合もあるが、すべての対象者を施設に入所させて行うわけではない。①金品の給与又は貸与, ②宿泊場所の供与, ③宿泊場所への帰住を助ける, ④医療又は療養を助ける, ⑤就職を助ける, ⑥教養訓練を助ける, ⑦職業の補導, ⑧社会生活に適応させるために必要な生活指導, ⑨生活環境の改善又は調整を図ること等により行われる。

(『更生保護制度』中央法規出版, pp. 46～47)

- 3 正しい。更生緊急保護の対象者には、保護観察対象者は含まれない。保護観察対象者は、保護観察の一環である補導援護又は応急の援護として、必要に応じ同様の措置を受けることができるからである。更生緊急保護は、刑務所から出所した満期釈放者、恩赦等による刑の執行免除者、保護観察に付されない執行猶予者、少年院退院者等、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後6か月を超えない範囲内(特に必要があると認められるときは、さらに6か月を超えない範囲内)にある者が対象である(更生保護法第85条第1項第1号～第9号)。

(『更生保護制度』中央法規出版, pp. 43～44)

- 4 誤り。更生緊急保護は、その対象者の意思に反しない場合に限り行うと規定されている(更生保護法第85条第4項)。更生緊急保護の対象となる者は、すでに刑事処分や保護処分を終えたものであることから、その意思に反して保護を行うことはできない。

(『更生保護制度』中央法規出版, p. 43)

- 5 誤り。更生緊急保護に関する事務は、保護観察所が

所掌している。保護観察所は、保護観察、生活環境の調整、恩赦の上申、犯罪予防活動、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った精神障害者への生活環境の調査、精神保健観察等を行う(更生保護法第29条、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第19条)。一方、地方更生保護委員会は、刑事施設からの仮釈放の許可・取消、不定期刑の終了、少年院からの仮退院の許可等を行う(更生保護法第16条第1～9号)。

(『更生保護制度』中央法規出版, pp. 48～49, 『更生保護制度』弘文堂, pp. 72～73)

問題 150	正答 4
--------	------

- 1 適切でない。指導監督は、保護観察官又は保護司が行う(更生保護法第61条第1項)。指導監督は、①面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握すること、②保護観察対象者が一般遵守事項及び特別遵守事項を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとること、③特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施することにより行われる(同法第57条第1項)。

(『更生保護制度』中央法規出版, pp. 24～25, 『更生保護制度』弘文堂, pp. 36～37)

- 2 適切でない。保護観察付執行猶予者に対する特別遵守事項の設定、変更、取消しを行うのは保護観察所の長である。特別遵守事項は、保護観察対象者ごとに、その改善更生のために特に必要と認められる範囲内で、これが遵守されなかった場合には不良措置がとられ得ることを踏まえて具体的に定められる(更生保護法第51条、第52条、第53条)。

(『更生保護制度』中央法規出版, pp. 28～30, 『更生保護制度』弘文堂, pp. 38～39)

- 3 適切でない。生活行動指針は、保護観察対象者の改善更生に役立つ生活又は行動の指針となる事項であり、保護観察所の長が必要に応じて定める(更生保護法第56条第1項)。生活行動指針が定められたときは、保護観察対象者はこれに即して生活し、行動するよう努めなければならないという規定はあるが(同条第3項)、これを怠ったからといって、不良措置がとられるという規定はない。

(『更生保護』ミネルヴァ書房, p. 36)

- 4 適切。指定更生保護施設には、社会福祉士等の福祉職が配置されており、矯正施設出所者等のうち、高齢者や障害者で適当な住居のない人を一時的に受け入

れ、その特性に配慮しつつ社会生活に適応するための指導を行ったり（「特別処遇」と呼ばれる）、指定更生保護施設退所後に円滑に福祉サービスを受けることができるよう関係機関との調整を行っている。

（法務省法務総合研究所編『平成29年版犯罪白書』2017年，p.304）

- 5 **適切でない。**更生保護施設からの退所が保護観察の終了事由とはならない。保護観察はその種類によって期間が異なる。保護観察付執行猶予者の場合は、刑の執行猶予期間満了である（刑法第25条の2第1項）。

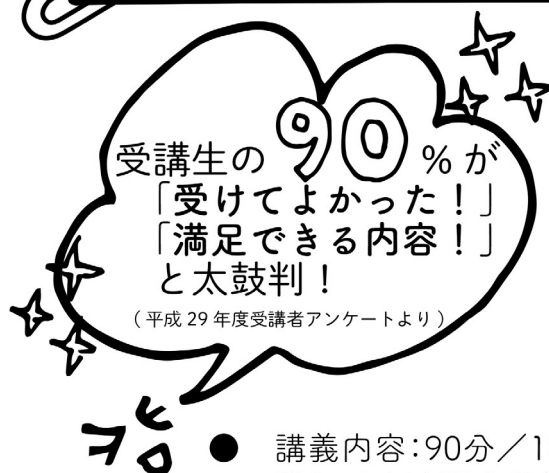
（『更生保護制度』中央法規出版，p.33）



日本ソーシャルワーカー教育学校連盟 主催

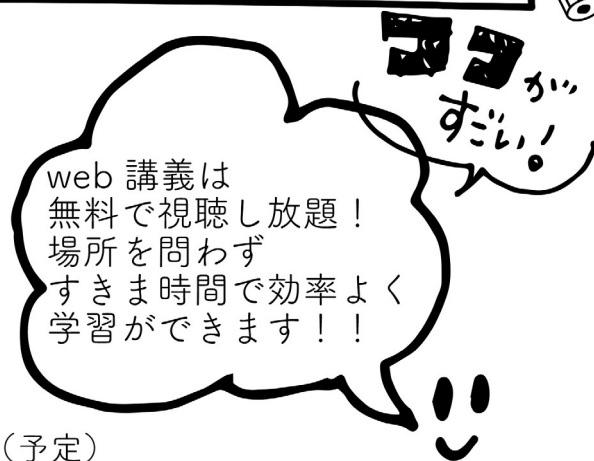
第31回社会福祉士
第21回精神保健福祉士
国家試験対策用

受験対策 web講座



受講生の90%が
「受けてよかった！」
「満足できる内容！」
と太鼓判！

(平成29年度受講者アンケートより)



web講義は
無料で視聴し放題！
場所を問わず
すきま時間で効率よく
学習ができます！！

- 講義内容：90分／1科目（予定）
講師は当連盟会員校の教員を中心としたスペシャリスト
- 配信予定時期：平成30年9月ごろより順次
- テキスト発送予定時期：平成30年10月上旬より順次
- 開講科目：社会福祉士・精神保健福祉士の試験科目全25科目
- 配信方法：専用サイト (<http://jaswe.jp/webkouza/>) のYouTubeでの無料配信

模擬試験が終わっても、
まだ申込可能です！！



本講座は専用テキストに沿って開講されています。

動画と一緒に見ると理解度もさらにUP!!ぜひご活用ください! 詳細は専用サイトへ↑

* 社会福祉士編(社会福祉士専門科目+共通科目/340ページ(予定))

* 精神保健福祉士編(精神保健福祉士専門科目+共通科目/320ページ(予定))

価格 1冊3900円(税・送料込)

社会福祉士・精神保健福祉士に 合格したら・・・

社会福祉士・精神保健福祉士に合格すれば、すぐに現場で活躍できるソーシャルワーカーになれる！というワケではありません。

研修を通じた自己研鑽やネットワークづくりは、ソーシャルワーカーとして活躍するために不可欠です。

ここで、ご紹介する3団体は、社会福祉士と精神保健福祉士の資格を持つ専門職の団体です。学生のうちから入会できる制度がある団体もあります。それぞれの活動等を知って頂き、合格後は、是非研修等を活用してみてください。

みんなのため、自分のために学び続ける！



社会福祉士のネットワーク



公益社団法人日本社会福祉士会
Japanese Association of Certified Social Workers

皆さんは、これから多くの努力を経て社会福祉士国家資格を取得されようとしています。社会福祉士国家資格取得は、今の皆さんにとってはゴールのように思えるかもしれませんが、これから社会福祉士の道を歩む出発点、スタートラインといえます。

社会福祉士は、より良い相談支援ができるよう、知識・技術の向上に努める義務があります。社会福祉士としての専門性の向上を追求していく皆さんに、本会は職務に関する知識及び技術の向上、倫理及び資質の向上のために、研鑽を重ねることを支援する生涯研修制度を設けるとともに「認定社会福祉士」取得に向けたサポートも行っています。

入会金、年会費については、本会ホームページをご覧ください。ご入会を希望される都道府県社会福祉士会にお問い合わせください。入会資料は本会ホームページからも請求することができます。詳細は、「QRコード」から本会ホームページをご覧ください。

◆◆◆ 入会資料の請求先 ◆◆◆

公益社団法人日本社会福祉士会 事務局
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階
TEL：03-3355-6541 FAX：03-3355-6543
E-Mail：info@jacsw.or.jp URL：http://www.jacsw.or.jp/





公益社団法人日本精神保健福祉士協会 学生会員制度 入会案内

★提供サービス・特典★

1. メールマガジンの発行（先輩の声や最新情報をお届けします！）
2. 日本精神保健福祉士協会の構成員紙「PSW通信」等の送付（2か月に1度／入会時以前のバックナンバーはまとめてお届けします！）
3. 研修等の案内（参加費は学生会員特別価格！）
4. 正会員入会時の入会金 5,000 円免除！

（さらに2019年度入会の場合、生年月日が1989年4月1日以降の方は会費が2か年度で15,000円減額されます！※「会費の減免に関する細則」に基づく特例）

★年会費★ **2,000 円**（4月から3月までの年度制。3月で自動的に卒会）

今すぐ全国の精神保健福祉士の先輩や情報とつながろう！
資格取得後の正会員
入会がお得になりますよ♪



詳細とお申込み
はウェブサイト
からどうぞ →



公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局

TEL：03-5366-3152 FAX：03-5366-2993 E-mail:office@japsw.or.jp

URL：http://www.japsw.or.jp/



公益社団法人日本医療社会福祉協会

～ご存知ですか、医療機関等には医療ソーシャルワーカーがいます～

患者・家族が求める医療は身体の治療だけではありません。

入院・退院・転院の支援、治療費の相談、就労の相談など「病気になったらこんな心配も…」という分野を私たち医療ソーシャルワーカーが相談にのって解決のお手伝いをしています。

受験生のみなさまも社会福祉士国家試験に合格し医療分野に就職しましたら、当協会に入会して専門職としての知識を高め、人的ネットワークを築こうではありませんか。

また、資格取得前でも賛助会員（個人）として入会していただくこともできます。

まずは、当協会のホームページをご覧ください。

【ウェブサイト】<http://www.jaswhs.or.jp>

《賛助会員入会募集中》

社会福祉士の資格取得後に正会員に移行することができます

年会費：11,000 円（入会金無し） 個人賛助会員になると協会ニュースの購読、研修への参加が可能です。

〒162-0065 東京都新宿区住吉町 8-20 四谷デンゴビル 2F

TEL 03-5366-1057 FAX 03-5366-1058 E-mail: jaswhc@d3.dion.ne.jp

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
平成30年度社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験

〒108-0075 東京都港区港南4丁目7番8号 都漁連水産会館5階

(模試専用ホームページアドレス)

<https://www.spw-mosi.com/exam/>

